

# 神戸市療育ネットワーク会議「第3回 就学前の発達気になる子どもの支援体制検討会議」

(日時)令和2年12月17日(木)15:00～

(場所)三宮研修センター 705 会議室

---

## 議 事 次 第

---

### 1. 開 会

### 2. 議 題

- (1) こども家庭センター調査について
- (2) こうべ学びの支援センターについて
- (3) 神戸市の発達相談支援体制について
- (4) その他

### 3. 閉 会

---

## 資 料

---

資料1 神戸市こども家庭センターにおける発達相談の状況調査(速報版)

資料2 こうべ学びの支援センターについて

資料3 発達気になる子どもたちの相談機関の位置づけ(案)

資料4 発達気になる子どもたちの相談支援体制の方向性(案)

資料5 第2回 就学前の発達気になる子どもの支援体制検討会議(令和2年7月28日)の議事要旨

[参考] 神戸市療育ネットワーク会議／就学前の発達気になる子どもの支援体制検討会議(概要)

参考資料 第1回 第2回 就学前の発達気になる子どもの支援体制検討会議資料(抜粋)

次回開催予定:令和3年3月25日(木) 15:00～

# 神戸市こども家庭センターにおける発達相談の状況調査 (速報版)

2020 年 12 月

※令和 2 年 12 月 1 日時点の集計結果をまとめたものであり、最終報告において変更の可能性がります。

# 目次

I. 調査の概要	1
1. 調査目的	1
2. 調査対象	1
3. 調査方法	1
II. 調査結果	2
1. 相談対象の子どもの属性	2
(1) 子どもの年齢	2
(2) 子どもの性別	2
(3) 子どもの所属	3
(4) 居住行政区	4
2. 相談に至るまでの過程	5
(1) 相談内容	5
(2) 相談時の困りごと	6
(3) 相談のきっかけ	7
(4) 相談経路	7
(5) 受付方法	8
3. 乳幼児健診の結果	9
(1) 1歳半健診の結果	9
(2) 3歳児健診の結果	10
4. 相談の結果	11
(1) 発達検査の結果	11
(2) 療育手帳判定	12
(3) 障害児保育判定	12
(4) 支援方針（紹介先）	13

# I. 調査の概要

## 1. 調査目的

就学前の発達気になる子どもの支援体制を検討するにあたり、神戸市こども家庭センターの相談および支援状況の実態、支援ニーズ、課題を把握するため、調査を行いました。

## 2. 調査対象

神戸市こども家庭センターにおいて発達相談を実施したもののうち、以下の要件を満たすもの。

- ①子どもの生年月日：平成24年4月2日～令和2年3月31日
- ②令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）に初回受付したもの

\* 調査対象件数：3176件

## 3. 調査方法

神戸市こども家庭センターの発達相談の記録を読み内容を分類してデータ化し、集計および分析を行いました。

※ 児童の年齢や相談の内容により記載項目が異なり、記載が必須である項目と必須でない項目があります。

各項目に以下の通り印をつけています。

必須である項目：☆

必須でない項目：★

※ 記載項目がない場合及び読み取ることができない項目については、集計上、「記載なし」と表記しています。

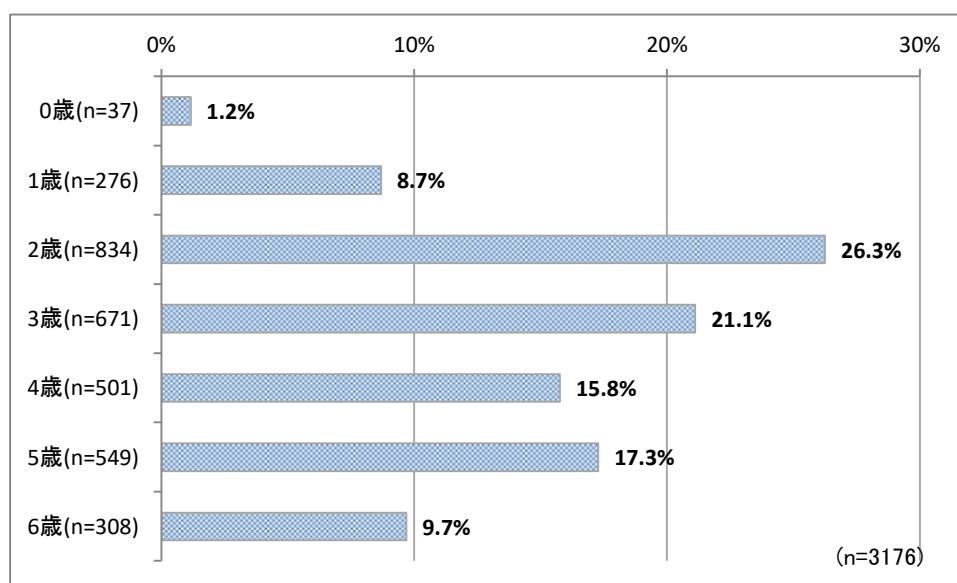
## II. 調査結果

### 1. 相談対象の子どもの属性

#### (1) 子どもの年齢 ☆

子どもの年齢は、「2歳」が26.3%と最も高く、次いで「3歳」が21.1%、「5歳」が17.3%となっています。

図表 1 子どもの年齢

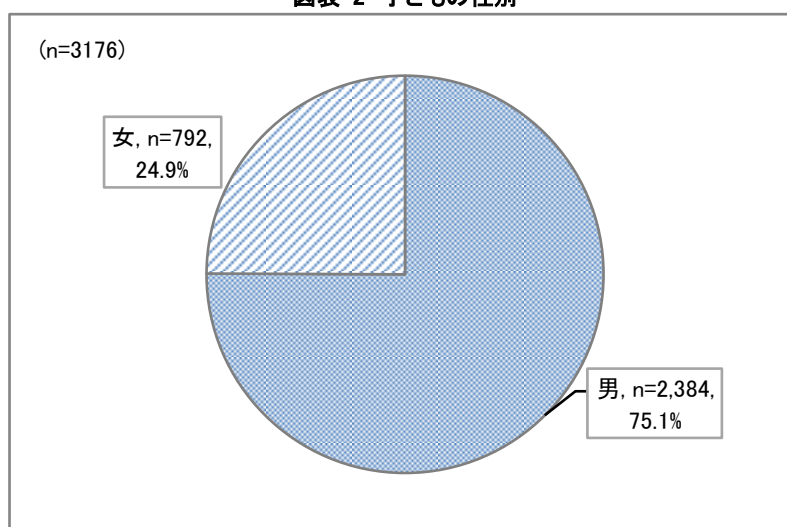


※年齢は平成31年4月1日現在。それ以降の生年月日の子どもは「0歳」とした。

#### (2) 子どもの性別 ☆

子どもの性別は、「男」が75.1%、「女」が24.9%となっています。

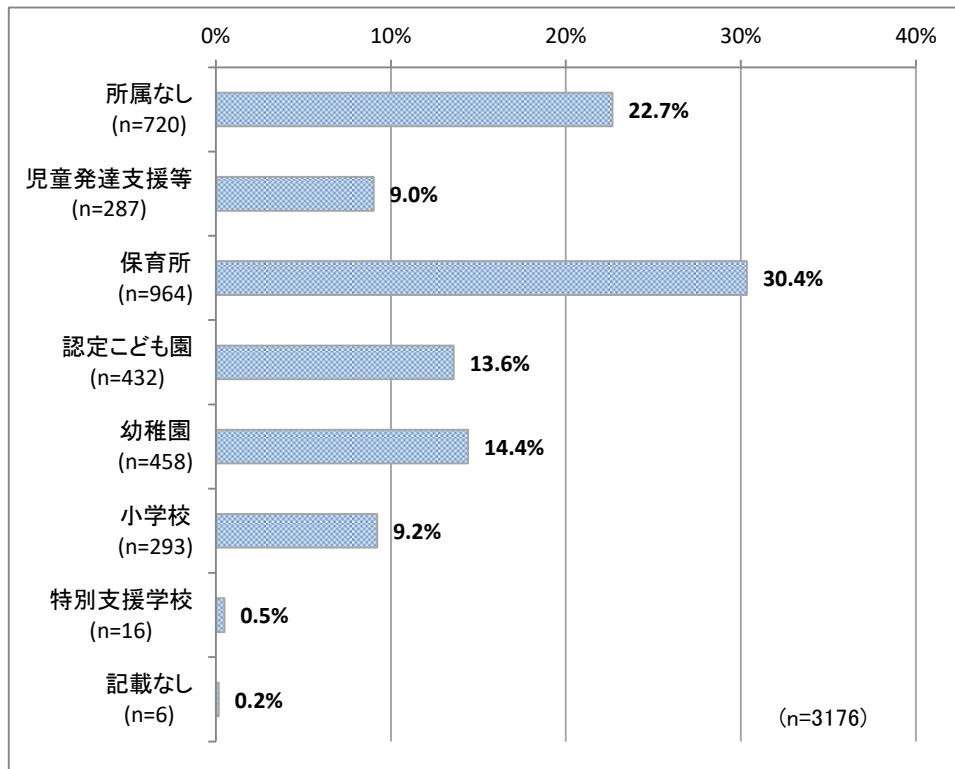
図表 2 子どもの性別



### (3) 子どもの所属 ☆

子どもの所属は、「保育所」が 30.4%と最も高く、次いで「所属なし」(22.7%)、「幼稚園」(14.4%) となっています。また、「小学校」は 9.2%となっています。

図表 3 所属



※「児童発達支援等」は児童発達支援、プレ幼稚園、親子教室等を含む。「特別支援学校」は幼稚部を含む。

年齢別では、3歳以下で「所属なし」の割合が高くなっています。

図表 4 所属(年齢別)

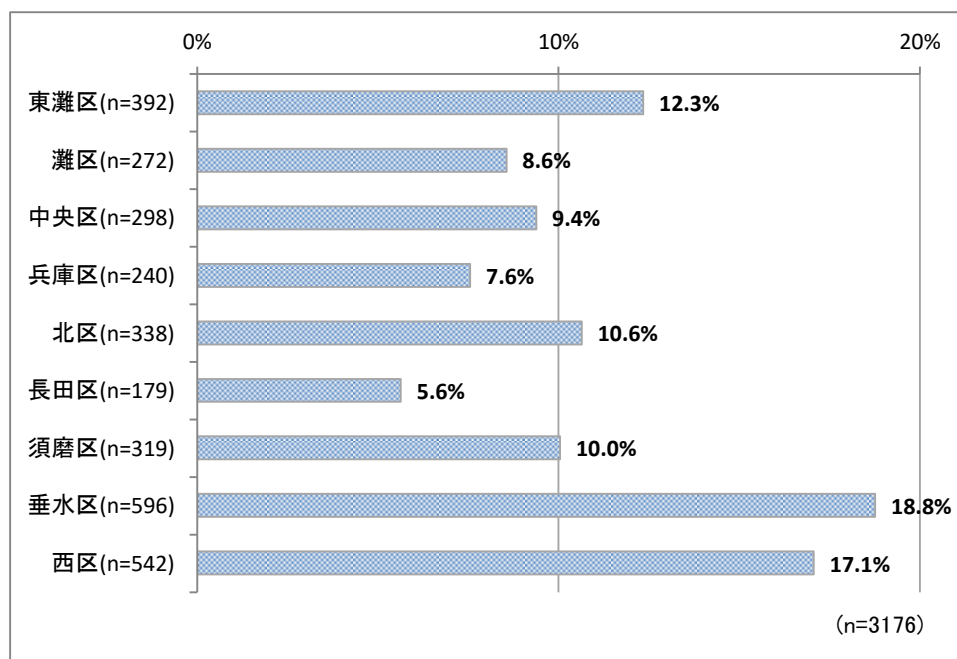
	合計(n=)	所属なし	児童発達支援等	保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	特別支援学校	記載なし
全体	3176	720	287	964	432	458	293	16	6
	100.0	22.7	9.0	30.4	13.6	14.4	9.2	0.5	0.2
0歳	37	18	7	10	2	0	0	0	0
	100.0	48.6	18.9	27.0	5.4	0.0	0.0	0.0	0.0
1歳	276	162	34	59	19	2	0	0	0
	100.0	58.7	12.3	21.4	6.9	0.7	0.0	0.0	0.0
2歳	834	316	122	280	106	9	0	0	1
	100.0	37.9	14.6	33.6	12.7	1.1	0.0	0.0	0.1
3歳	671	108	70	221	112	159	0	1	0
	100.0	16.1	10.4	32.9	16.7	23.7	0.0	0.1	0.0
4歳	501	62	23	192	101	123	0	0	0
	100.0	12.4	4.6	38.3	20.2	24.6	0.0	0.0	0.0
5歳	549	54	31	202	92	165	0	2	3
	100.0	9.8	5.6	36.8	16.8	30.1	0.0	0.4	0.5
6歳	308	0	0	0	0	0	293	13	2
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	95.1	4.2	0.6

(上段:件、下段:%)

#### (4) 居住行政区 ☆

居住行政区は、「垂水区」が 18.8%と最も高く、次いで「西区」（17.1%）、「東灘区」（12.3%）の順に高くなっています。

図表 5 居住行政区



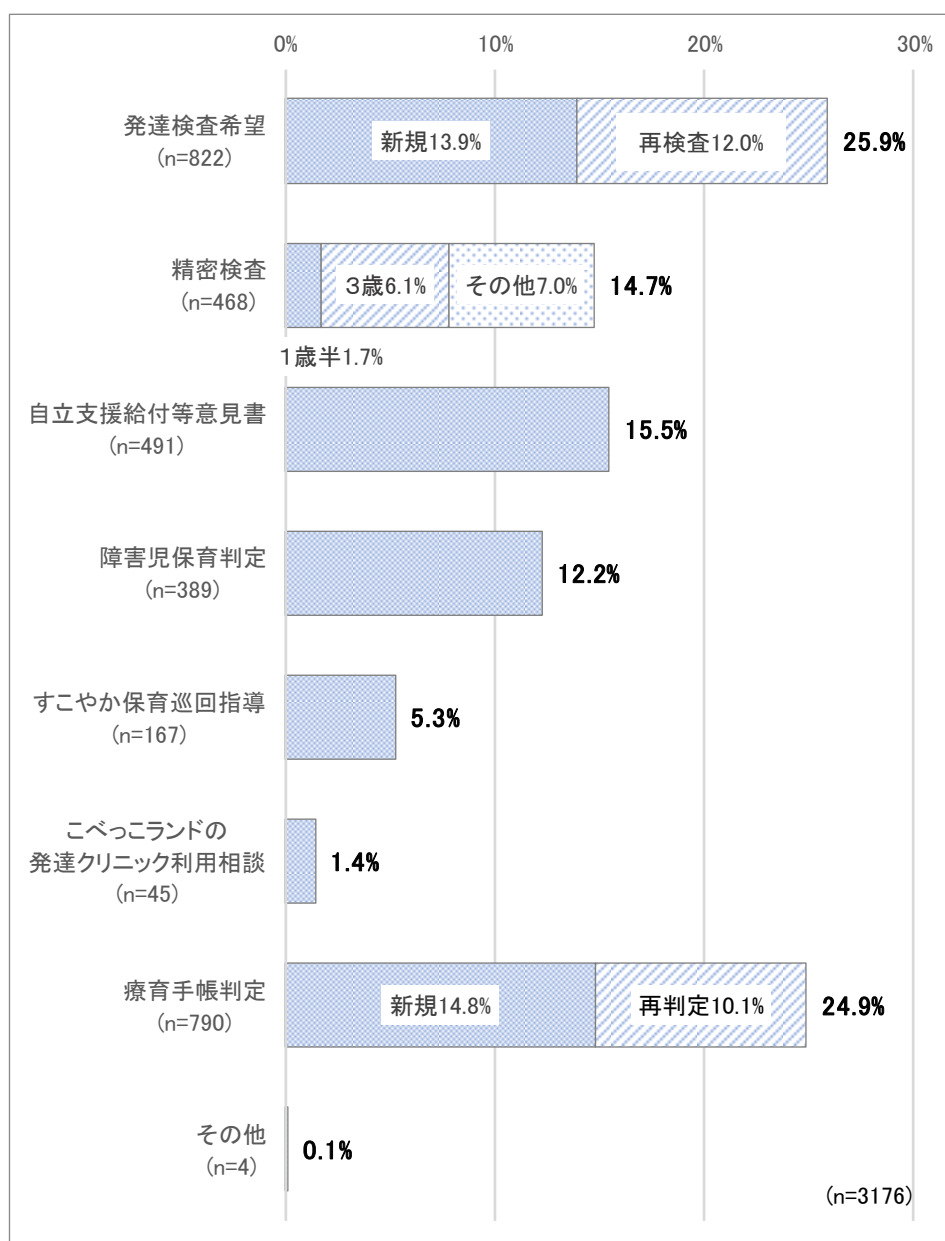
## 2. 相談に至るまでの過程

### (1) 相談内容 ☆

相談内容は、「発達検査希望」が 25.9%と最も高く、次いで「療育手帳判定」が 24.9%、「自立支援給付等意見書」が 15.5%となっています。

「発達検査希望」と「療育手帳判定」は共に「新規」が半数を超えています。また、「精密検査」は 14.7%となっていますが、1歳半と3歳で過半数を占めています。

図表 6 相談内容



※「その他」は施設入所希望 3 件、重度心身障害 1 件。

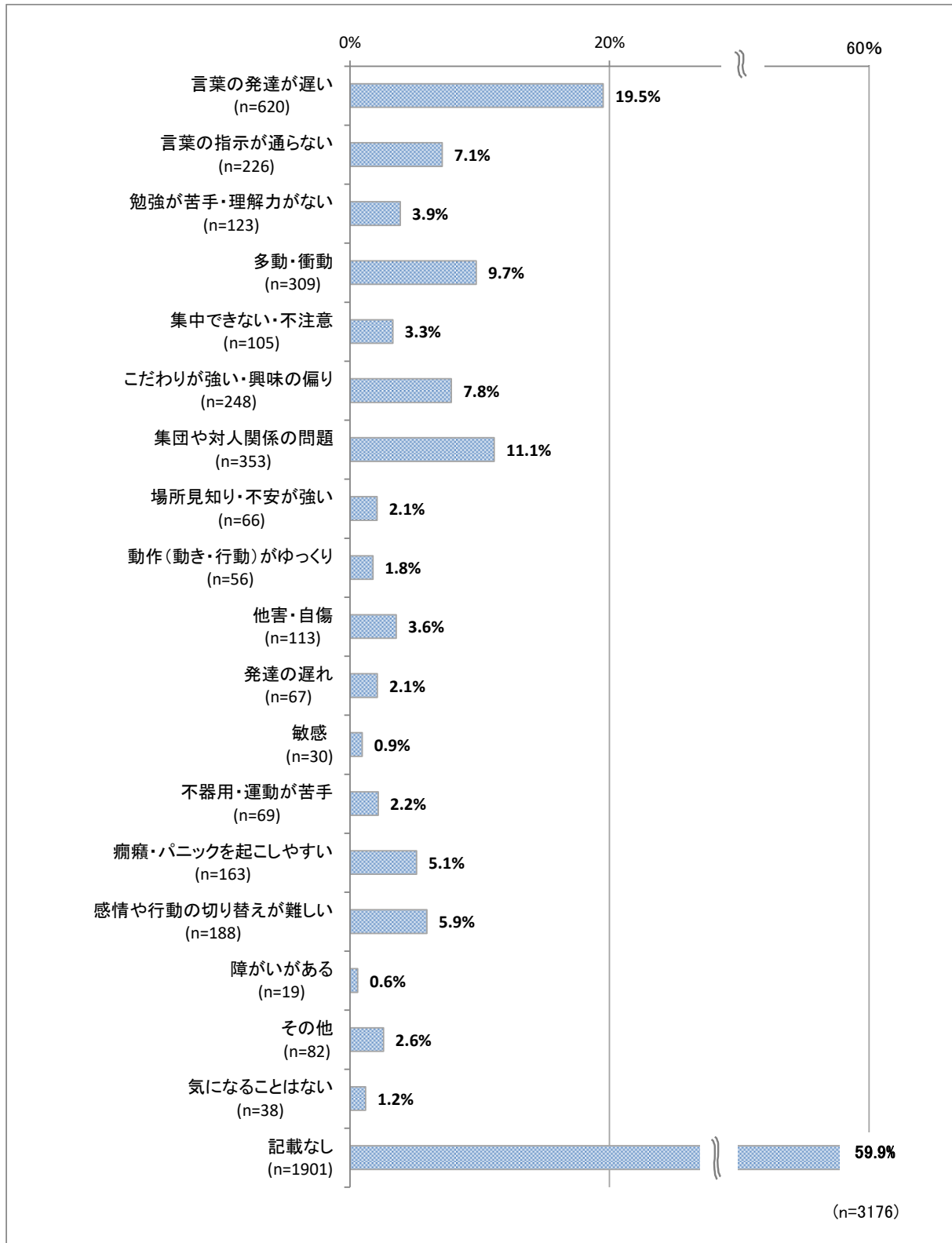
※「こべっこランドの発達クリニック利用相談」は、本報告書内では「こべっこランド」と表記する。



## (2) 相談時の困りごと ★

「言葉の発達が遅い」「集団や対人関係の問題」などが全体として高くなっています。

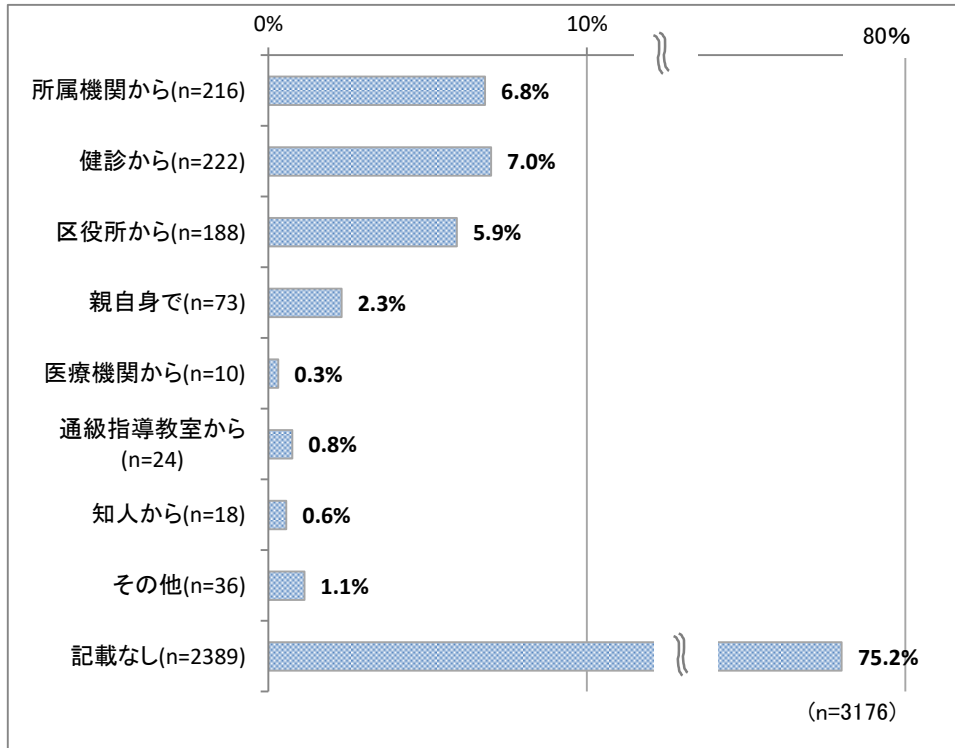
図表 7 相談時の困りごと(複数回答)



### (3) 相談のきっかけ ★

相談のきっかけは「健診から」が 7.0%と最も高く、次いで「所属機関から」(6.8%)「区役所から」(5.9%)となっています。

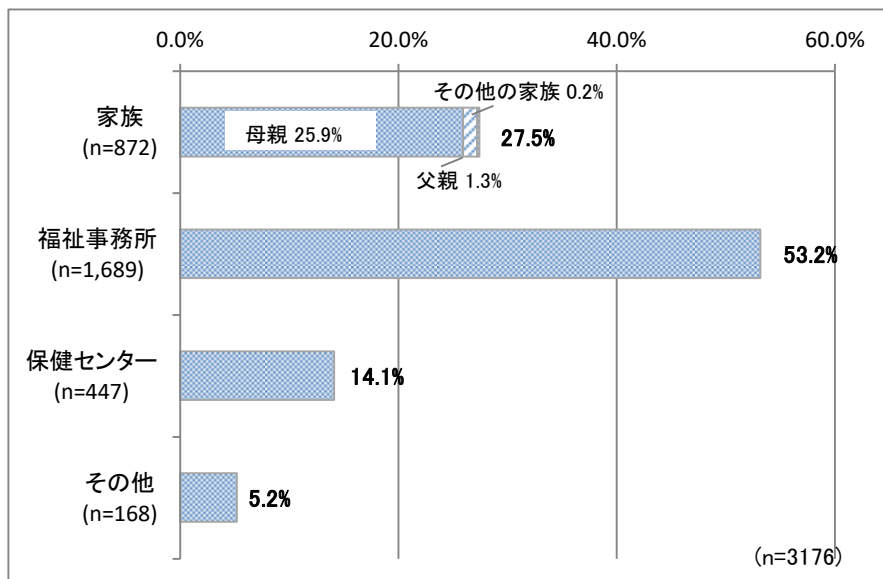
図表 8 相談のきっかけ



### (4) 相談経路 ☆

相談経路は「福祉事務所」が 53.2%と最も高く、次いで「家族」(27.5%)となっています。

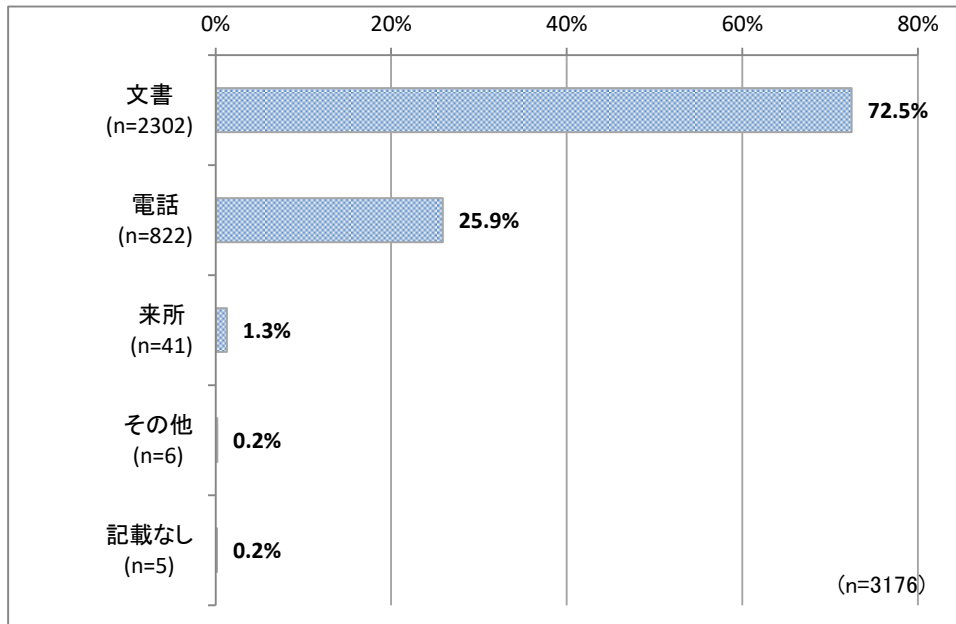
図表 9 相談経路



**(5) 受付方法 ☆**

受付方法は、「文書」が72.5%と最も高く、次いで「電話」（25.9%）となっています。

**図表 10 受付方法**



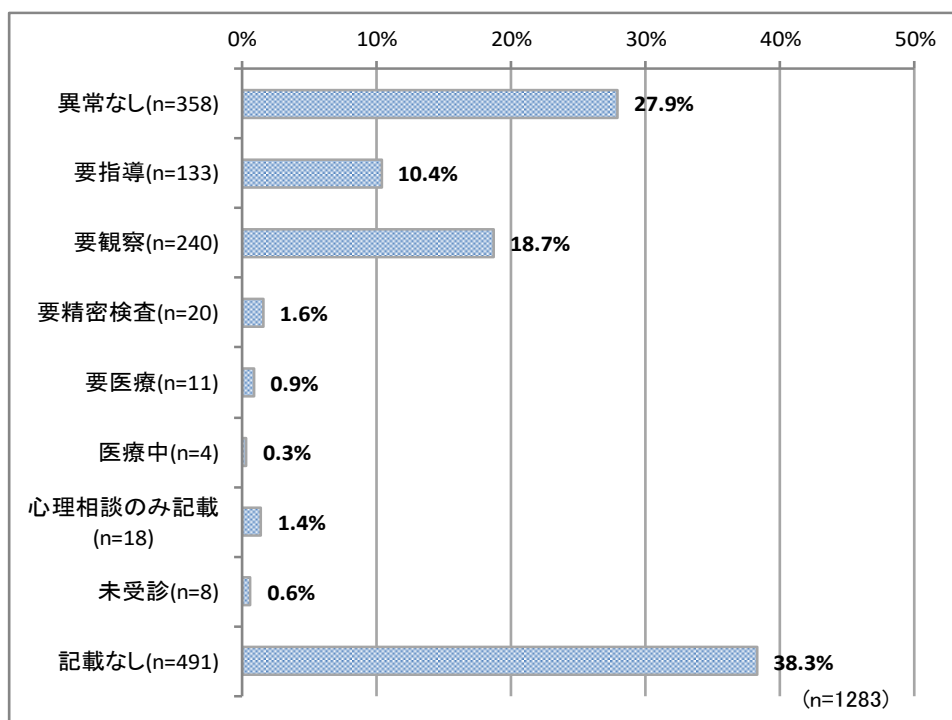
### 3. 乳幼児健診の結果

#### (1) 1歳半健診の結果 ★

児童福祉司が保護者等から聴取した内容の記録を分類しています。

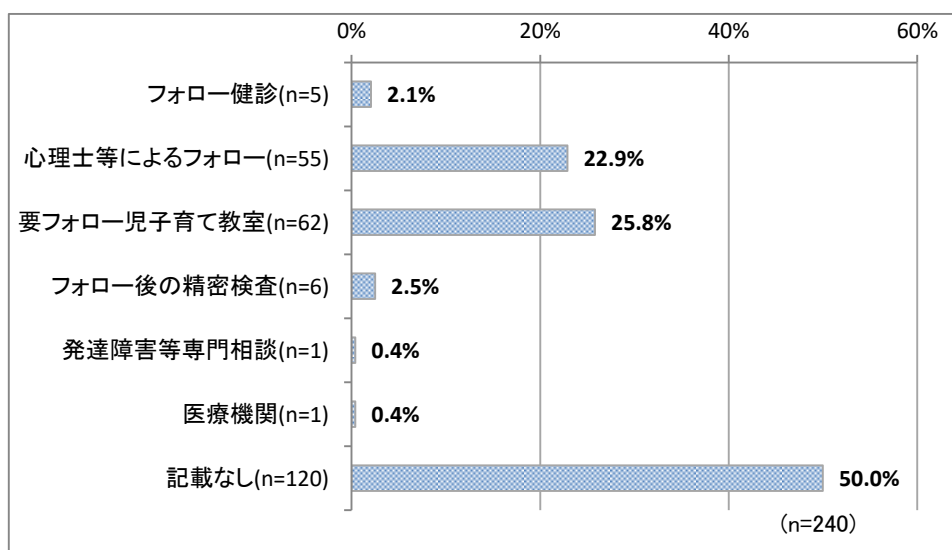
相談内容が「発達検査希望（新）」「精密検査」「障害児保育判定」であるものについて、1歳半児健診の結果は「異常なし」が27.9%と最も高く、次いで「要観察」（18.7%）となっています。「要観察」の内訳は、「要フォロー-子育て教室」「心理士等によるフォロー」が高くなっています。

図表 11 1歳半健診結果



※ 0歳は対象外とした。

図表 12 1歳半健診「要観察」の内訳（複数回答）

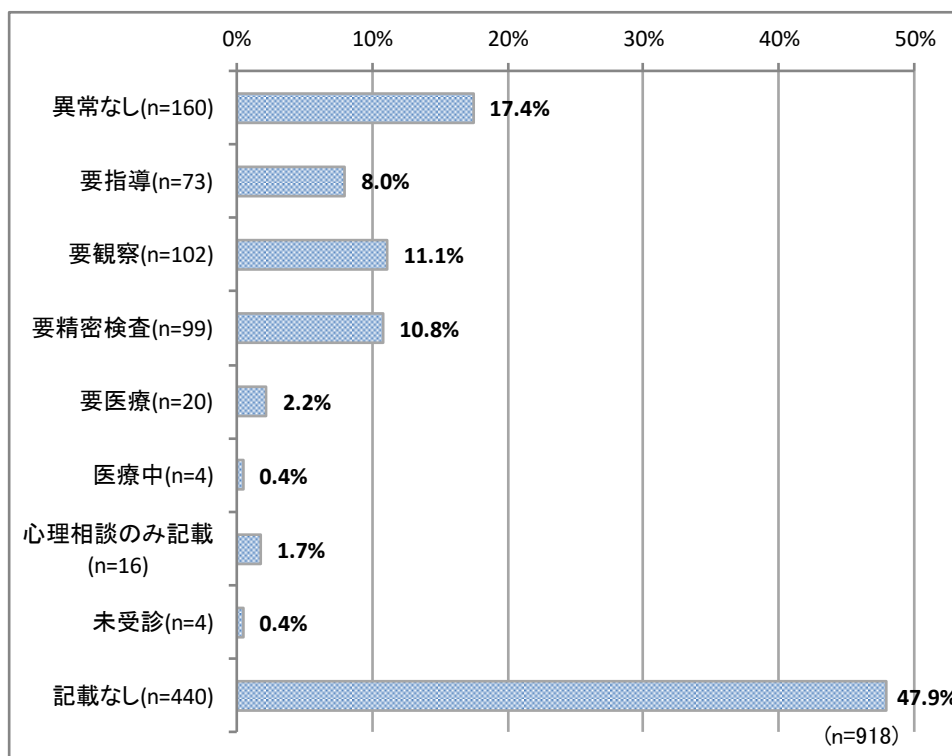


## (2) 3歳児健診の結果 ★

児童福祉司が保護者等から聴取した内容の記録を分類しています。

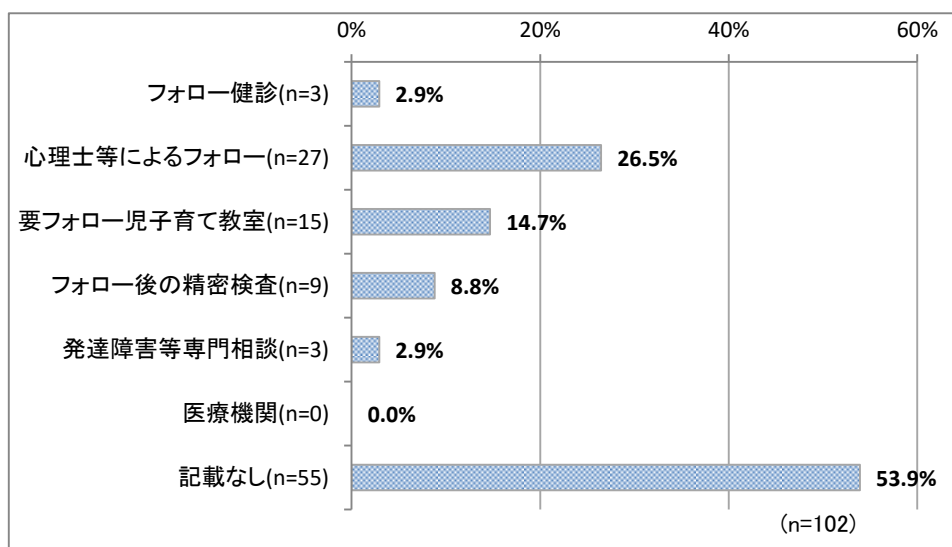
相談内容が「発達検査希望（新）」「精密検査」「障害児保育判定」であるものについて、3歳児健診の結果は「異常なし」が17.4%と最も高く、次いで「要観察」（11.1%）となっています。「要観察」の内訳としては、「心理士等によるフォロー」が高くなっています。

図表 13 3歳児健診結果



※ 1歳以下は対象外とした。

図表 14 3歳健診結果「要観察」の内訳(複数回答)



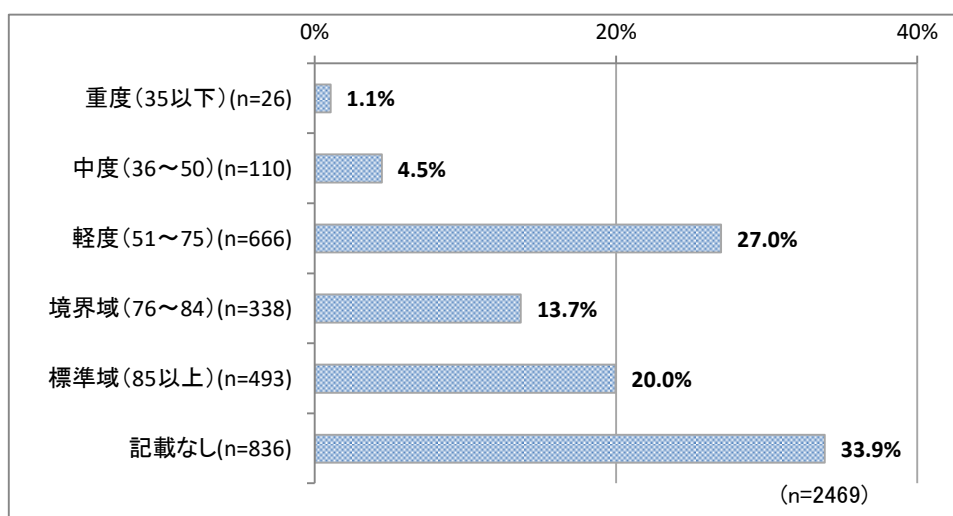
## 4. 相談の結果

### (1) 発達検査の結果 ★

#### ① 新版 K 式 (DQ)

相談内容が「発達検査希望（新）」「発達検査希望（再）」「精密検査」「障害児保育判定」「療育手帳判定」であるものについて、新版 K 式発達検査の DQ（発達指数）は、全体として「軽度」が 27.0%と最も高く、次いで「標準域」（20.0%）となっています。

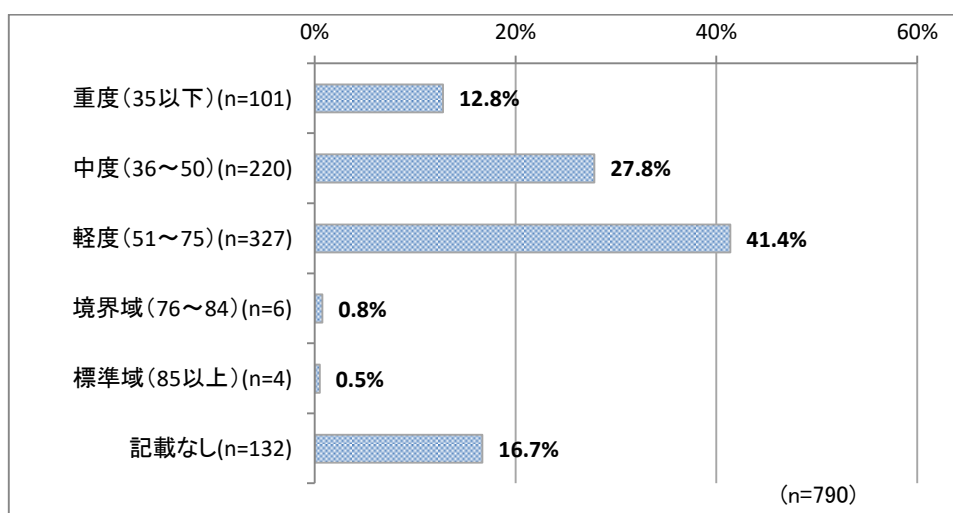
図表 15 新版 K 式発達検査 (DQ)



#### ② S-M 社会生活能力検査 (SQ) (療育手帳判定対象者)

相談内容が「療育手帳判定」である 790 件について、S-M 社会生活能力検査の SQ（社会生活指数）は、「軽度」が 41.4%と最も高く、次いで「中度」が 27.8%となっています。

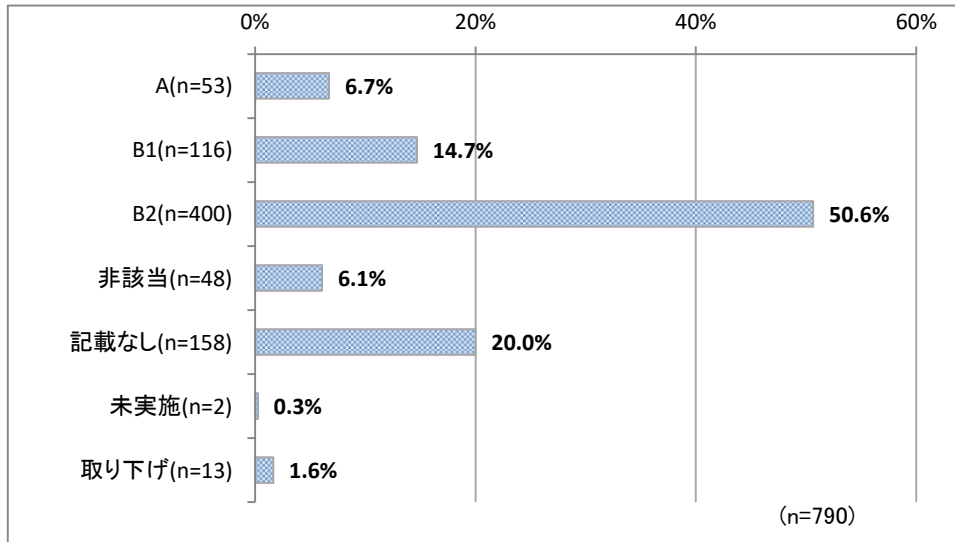
図表 16 S-M 社会生活能力検査 (SQ)



## (2) 療育手帳判定 ★

相談内容が「療育手帳判定」である 790 件について、療育手帳判定は、「B2」が 50.6%と最も高くなっています。

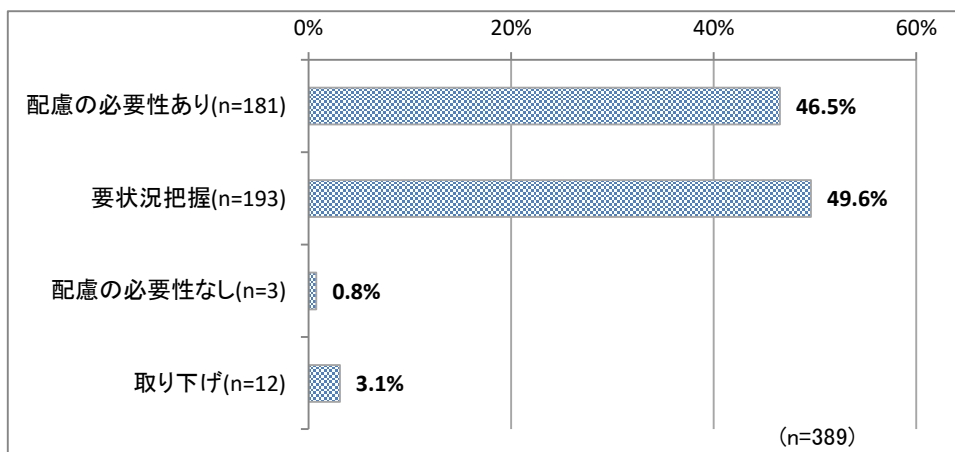
図表 17 療育手帳判定



## (3) 障害児保育判定 ★

相談内容が「障害児保育判定」である 389 件について、障害児保育判定は、「配慮の必要性あり」が 46.5%、「要状況把握」が 49.6%となっています。

図表 18 障害児保育判定

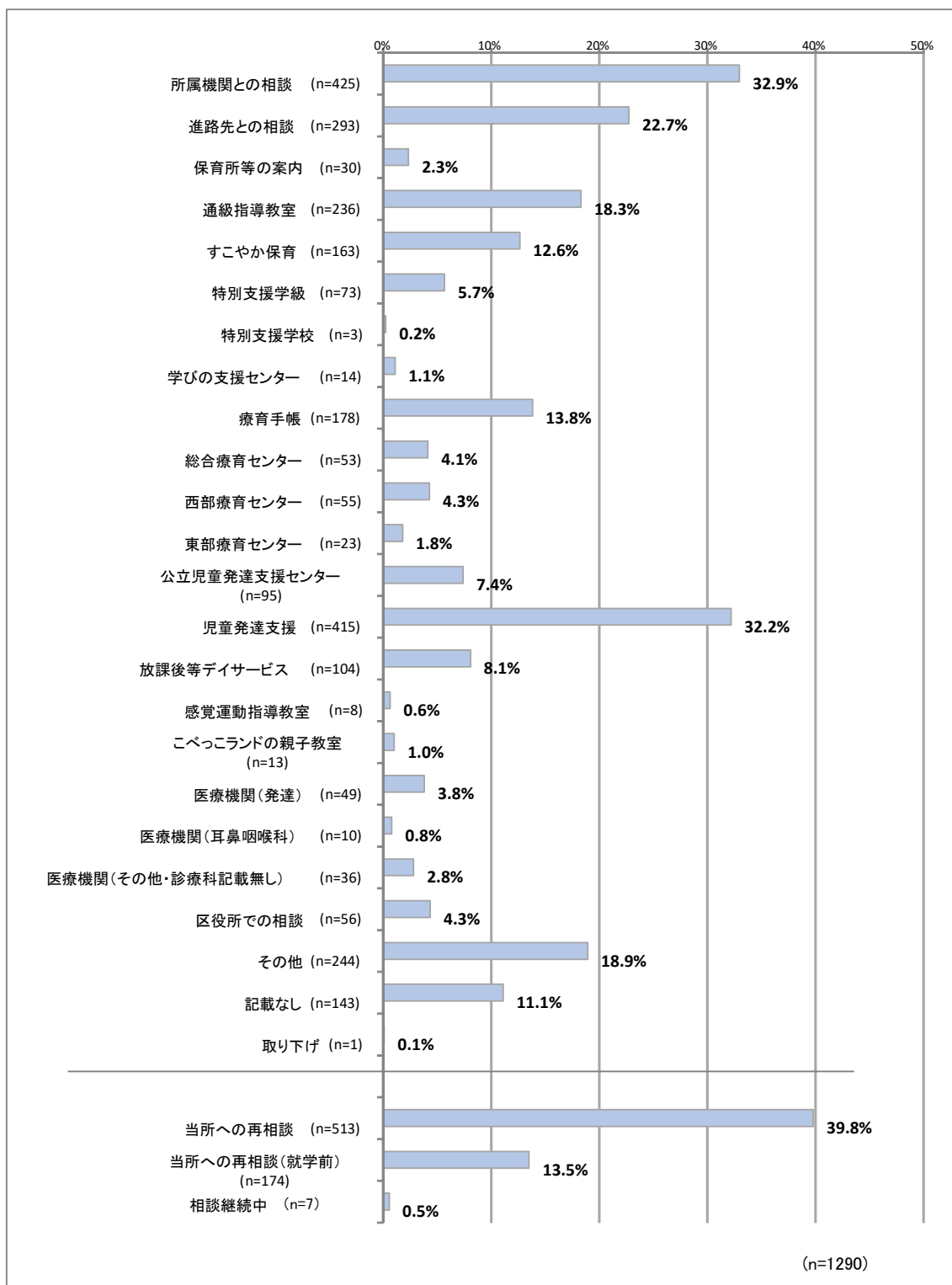


#### (4) 支援方針（紹介先）★

発達検査等の結果に基づいて家族への助言を行うとともに、必要に応じて関係機関や福祉サービス等を紹介しています。

相談内容が「発達検査希望（新）」、「発達検査希望（再）」「精密検査」である 1290 件について、支援方針（紹介先）は「所属機関との相談」が 32.9%と最も高く、次いで「児童発達支援」が 32.1%、「進路先との相談」が 22.7%となっています。

図表 19 支援方針（紹介先）（複数回答）





## こうべ学びの支援センターについて

通常の学級に在籍している学習や生活などに困難さがあり発達障害及びその可能性のある児童生徒に対する学校の支援体制の充実を図るために、平成 16 年 4 月より「こうべ学びの支援センター」を開設している。

### (1) 事業概要

#### ① 相談

学校に対して個別の指導計画作成等の助言をしたり、関係機関との連携を図ったりする。臨床心理士等の専門の相談員を配置し、保護者や学校からの相談に対応するとともに、子供の観察及び発達検査、読み書き検査などによるきめ細かな実態把握をする。その後、保護者に結果等の説明を行う。

#### ② 医療教育相談

必要に応じて医療教育相談員より児童生徒面接、保護者面接により総合的な特性判断及び保護者、学校へのアドバイスをを行う。

#### ③ 学校巡回

実態把握や医療教育相談の内容、集約した情報をもとに、学校への巡回相談を行う。支援の方向性や具体的な指導方法を助言したり、個別の指導計画作成のためのアドバイスをしたりする。

#### ④ こうべ学びの支援センター実地研修

H26 年度より実施。こうべ学びの支援センターで実地の研修を行う。

H31 (R 元) 年度は 23 名、R 2 年度は、コロナ感染対策のため中止。

### (2) 相談件数

事業内容	平成 29 年度 (件)	平成 30 年度 (件)	令和元年度 (件)
保護者・学校からの相談	2,119	2,243	2,161
検査・巡回指導の申込	552	579	546
実態把握実施	428	433	412
結果説明 (保護者)	417	441	416
医療教育相談	241	236	192
巡回相談	805	803	823

- ① 通級指導教室担当者のこうべ学びの支援センターへの出務
- ② 専門相談員 S V 連絡会、相談員 S V 連絡会の実施 (各年間 1 回程度)
- ③ 医療教育相談員による研修の実施

### (3) こうべ学びの支援センター構成員

【センター長1名（こうべ学びの支援センター担当課長）、指導主事4名、相談指導員1名】

【医療教育相談員】（小児科、精神科医等）

- ・ 月に1回の出務

竹田 契一	大阪医科大学	萱村 俊哉	武庫川女子大学
東 佐保子	東こどもの心とからだのクリニック	石川 道子	武庫川女子大学
今西 宏之	みなとのこども診療所	金 泰子	大阪医科大学附属病院
高 富栄	ココロのクリニック	小林 穂高	名張市立病院
田中こゆき	ひょうごこころの医療センター	中野加奈子	六甲アイランド甲南病院
山辺ゆかり	明石市立夜間休日応急診療所	若宮 英司	藍野大学
太田 篤志	姫路獨協大学	西田 和子	神戸総合医療専門学校

【専門相談員】（大学関係者、臨床心理士、学校心理士、言語聴覚士等）

- ・ 1日につき、4人～5人の出務

伊藤 園子	臨床心理士 公認心理師	岩井 美香	学校心理士
岩本 寛子	臨床心理士 公認心理師	木川 恵理	臨床心理士 公認心理師
西脇 明子	臨床心理士 公認心理師	須田 瑞季	臨床心理士 公認心理師
長尾 直子	臨床心理士 公認心理師	根来あゆみ	特別支援教育士 SV 学校心理士 公認心理師
拜郷 奈美	臨床心理士 公認心理師	林 照子	甲南女子大准教授 学校心理士 公認心理師
韓 香織	言語聴覚士 公認心理師	増田 恭子	臨床心理士 公認心理師
増山 和代	臨床心理士 公認心理師	南 沙江	臨床心理士 公認心理師

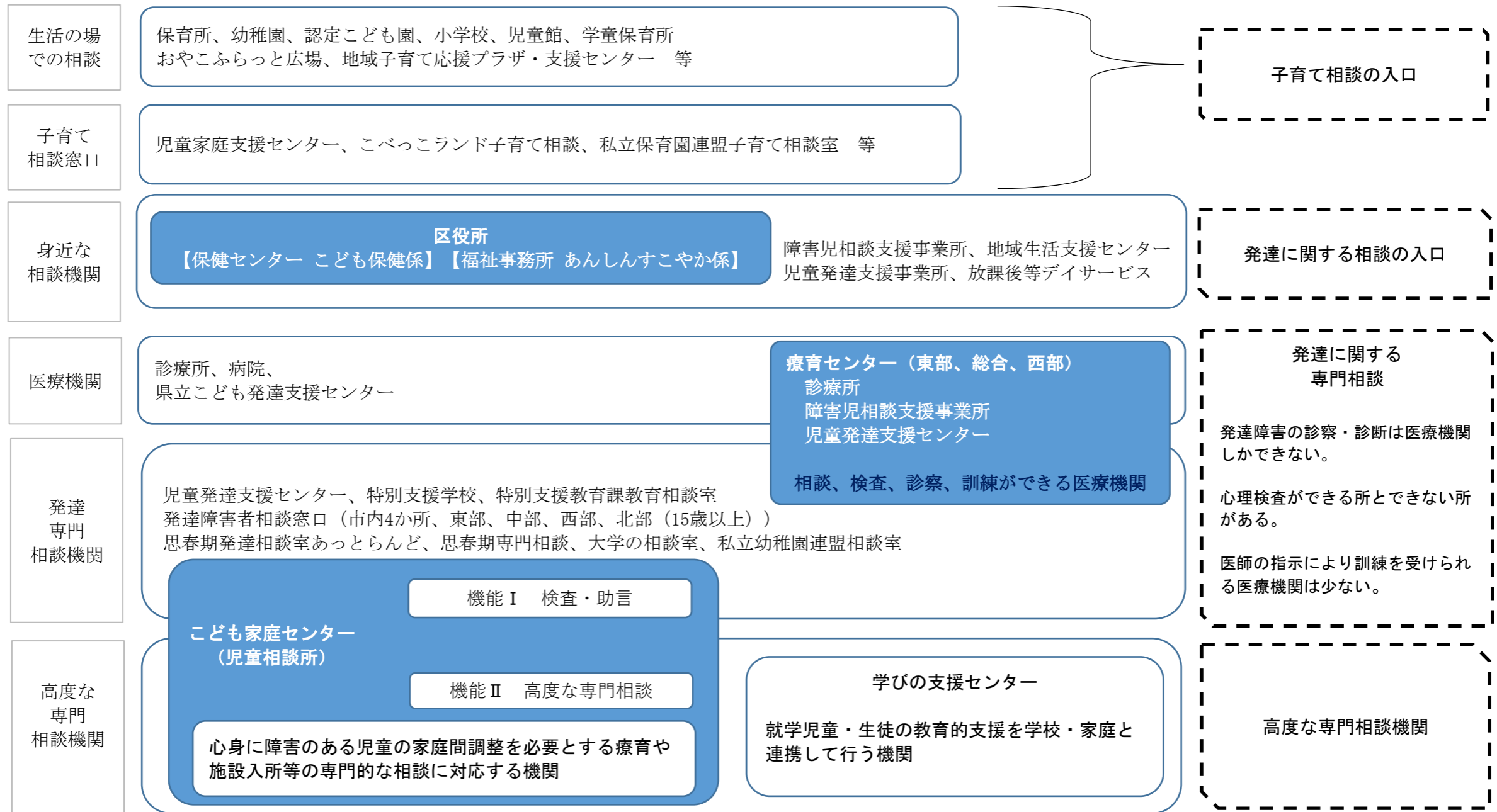
【巡回相談員】

- ・ 市内の小・中学校の通級指導教室担当教員等（45名）
- ・ 1日につき、7名～13名の出務

### (4) 他機関等との連携【各種連絡会等】

- ① 教育相談指導室との連絡会（情報交換を中心に） 月1回
- ② こども家庭センター発達相談係との連絡会 年1回 H27年度より  
業務内容の確認及び情報交換を行う。
- ③ 育成・教育相談連絡会 年2回  
こども家庭センター養育支援係、県警少年課補導係、青少年育成センター、  
教育相談指導室と情報交換を行う。
- ④ 神戸市発達障害児（者）支援地域協議会代表者会への参加
- ⑤ 神戸市教育相談担当者連絡会への参加
- ⑥ スクールカウンセラー設置校連絡協議会への参加
- ⑦ こうべ学びの支援連絡調整会議への参加
- ⑧ 通園施設教育関係者連絡部会への参加
- ⑨ 神戸市療育ネットワーク会議への参加 R元年度より

# 発達の気になる子どもたちの相談機関の位置づけ（案）



## 発達気になる子どもたちの相談支援体制の方向性（案）

### 1 相談窓口の役割整理

- (1) 子育て相談の入口 : ①生活の場での相談、②子育て相談窓口  
(2) 発達に関する相談の入口 : ③身近な相談窓口として、区役所・障害児相談支援事業所  
(3) 発達に関する専門相談 : ④医療機関、⑤発達専門相談機関

発達障害の診察・診断は、医療機関でしか行うことができない。

専門相談機関には、心理士がいて心理検査ができる所と、検査ができないところがある。

療育センターは、相談、検査、診察、訓練を行うことができ、訓練を必要とする就学前児童が対象。

医師の指示のより訓練を受けられる医療機関は少ない。児童発達支援、放課後等デイサービスで訓練を行える事業所もある。

- (4) 高度な専門相談機関 :

こども家庭センター＝①心理検査と助言 ※療育手帳の交付は、区役所に申請し、こども家庭センターで検査・判定を行う。

②心身に障害のある児童の家族間調整を必要とする専門的な療育や施設入所等の相談（専門相談）に対応  
学びの支援センター＝就学児童・生徒の教育的支援を学校・家庭と連携して行う。

### 2 窓口の役割分担の広報

上記の各窓口の役割分担について、支援者及び市民に広報を行い、たらい回しや重複利用を防ぎ、市民が速やかに必要なサービスを受けられるようにする。

具体的には、支援ハンドブックの改訂、神戸市ホームページにFAQ等のアップ、支援者への説明会の実施等を行う。機関紹介のアセスメントシートの作成も検討したい。障害児サービス事業者のサービス内容がわかる一覧資料も作成したい。

### 3 相談支援機関のスキルアップ

【現状】①障害児相談支援事業所の届け出はしているが、実際は児童の発達相談には対応できていない。

②児童発達支援、放課後等デイサービスの事業者数は増加しているが、質のバラつきがある。

③発達障害の診察ができる医療機関が少ない。

【方向性】地域全体で重層的な支援体制を構築するために、長期的視点で、それぞれの相談支援機関の支援を行い、スキルアップを図る。

<具体的な方法（案）>

- ・障害児支援事業所のネットワークを活用した啓発や研修、監査・巡回指導、医師会の子育て支援研修会、神戸市寄附講座、自立支援協議会、神戸市発達障害者支援センターによる会議・研修の活用・充実
- ・児童発達支援センター等が実施する保育所等支援事業を通じて、地域の家庭と共に支援者を支える取り組みの充実

神戸市療育ネットワーク会議「第2回 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」  
議事要旨

(日 時) 令和2年7月28日(木) 15:00~17:00

(場 所) 三宮研修センター 805会議室

○…委員意見・質問 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

## 1. 神戸市の発達相談の現状

<事務局より資料1～9について説明>

- 区役所、療育センター、こども家庭センターにおける発達相談・支援の流れ、及び他都市状況の説明

## 2. 意見交換 検討テーマ「相談窓口の整理・役割分担の明確化」

- 資料や支援ハンドブックには、「こども家庭センター」と「療育センター」が並行的に記載されている。保護者はどこに相談すればいいのかわかりにくい。
- 保育園では、すこやか保育の認定で加配がつかなかった場合、次にどう相談して進めていくか悩ましい。どこに相談に行けばよいかわかるシステムがあるとよい。
- 発達相談や支援に関する情報が多岐にわたっているため、まずは児童館の館長研修や幼稚園連盟・保育園連盟の園長研修で、研修をしてはどうか。
- 今年度当初に各関係機関へ支援ハンドブックの説明をさせていただく予定が、新型コロナウイルス感染症の影響により配布のみにとどまった状況もあり、今回のご意見を踏まえて研修については検討したい。
- 乳幼児健診からフォロー健診の後、結局どこに相談してどのような結果になったのかわかりにくい状況である。1歳6か月健診の際や、3歳児健診の際にどのようなことを見つけていくのかは、支援する上で考えておく必要がある。
- 幼稚園に発達の気になるお子さんが在籍しているが、個人情報の関係もあり区役所等との情報交換がしにくい。乳幼児健診後のフォロー時に、就園に向けて保護者や施設へのアドバイスがあればよい。
- 認定こども園の中で発達の気になる子どもがいるが、3歳児健診で大丈夫と言われる場合がある。健診時に園の普段の生活の状況等を情報提供が出来れば役立つと思われる。情報共有できないだろうか。
- 発達に関する相談は、1歳半、3歳児健診では非常に多いが、都市型の集団健診では、1人あたりにかかる時間が数分に限られるため、健診の場では即断できないことが多い。発達が気になる場合は、心理士による発達相談で対応している。
- 1歳半、3歳児健診後のフォローとして、親子を対象にした集団教室があり、心理士や保健師、保育士等の多職種でお子さんの成長を見ながら保護者へのアドバイスを行っている。教室への参加が難しい場合は、保健師が個別で電話や訪問での支援を行っている。

- こども家庭センターと療育センターの役割について、こども家庭センターは療育手帳の判定機関であるが、療育センターは、療育のプログラムがあること、医療機関として医師の診察が入ることの違いがある。
- 兵庫県立こども発達支援センターの場合は、必ず各市町村の窓口を決めて、そこから紹介をしていただき、当センターで診察・療育等を実施後、診療料情報提供書により各市町村に情報提供する形式になっている。
- 支援のもとになるその子の発達の特徴などを評価して返す仕組みが必要である。
- 保護者が支援を受けたいと思わなければ、障害児の支援は受けることができない。幼稚園等で気になる子どもがいる場合、支援につながればいいと思う。
- 3歳児健診の後、就学前健診のある6歳児まで期間がある。この期間は、幼稚園や保育所が担うべきところがあると感じる。各団体の調整は必要ではあるが、日々通っている施設（園）を相談窓口としてもよいのではないか。
- 欧米ではケアマネジャーが支援をトータルにするが、日本の療育の場合はケアマネジャーがいない。保護者が困っているか、支援者が困っているか、情報を共有する意見も上がった。乳幼児は心身の発達の途上なので行政の健診と幼稚園の健診でも見立てが違うこともあるため、それらの情報共有ができれば、親も安心し支援者も納得する。
- 今現在関わっている横のネットワークと、成長の過程で保育園・幼稚園・小学校につながる縦のネットワークが必要であり、コアとなる支援機関をつくることも1つの方法である。障害者の場合は、障害者地域生活支援センターがある。ただ、相談窓口を整理して仕組み作りをしても詰まってしまう駄目で、機能することが大事である。専門知識を持った人が動いていく必要がある。
- 支援する側の困り感と当事者の困り感は違う。その調査も必要である。
- 神戸市の場合は社会資源が多いので、ライフステージの変わり目で、それらをどう有機的につないでいくかが課題で、そこでどういう機関が何をしてくれるのかがわかるとよい。
- 相談窓口が機能しているかを明確にしていくこと、ライフステージごとの支援の仕組み作りも大事である。各支援機関におけるネットワークや、支援機関への研修の仕組みを考える必要がある。
- 今回は、「相談窓口の整理・役割分担の明確化」というテーマでご意見をいただいたが、事務局ではこども家庭センターの発達相談・支援の状況について調査・分析をすすめている。第3回ではその概要を含めて説明をする予定である。
- 支援ハンドブックを作成するにあたり、複数ある相談の窓口の具体的な違いを示すことができないことが改めて確認され、そこを明確にする必要があると考えている。また、国は、大人の相談の組み立てと同様に、障害児の相談・支援についても、障害児相談支援事業所や児童発達支援センターで、いわゆるケアマネジメントを一貫して行うイメージを描いているが、神戸市はその利用が伸びていない実態がある。障害児相談支援事業所等をサポートする一方で、「区役所」「療育センター」「こども家庭センター」の神戸市の相談機関がどのような役割を果たしていくのか。医療機関等とどのように機能的につなげていくのかについて、引き続きご意見をいただき検討する。

## 神戸市療育ネットワーク会議／就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議（概要）

### 1. 趣 旨

本市では、就学前における障害児等の支援を、各区役所、こども家庭センター、療育センター、保育所・幼稚園等の他、通級指導教室、民間の児童発達支援事業所などが連携して重層的に実施している。一方で、関係機関のそれぞれの役割分担や、障害の早期発見から支援までの流れが市民及び支援者にとってわかりにくくなっていること等が課題となっている。

そこで、就学前の発達の気になる子ども（\*）の支援にかかる現状の課題の整理やニーズの把握を行うとともに、関係機関及び行政担当者等による意見交換や情報共有を通じて、より良い支援体制について検討し、支援の充実を図るため、検討会議を開催する。

なお、この会議は「神戸市療育ネットワーク会議」開催要綱にもとづく施策検討会議として位置付けるものとする。

#### \* 「発達の気になる子ども」の考え方

日常生活や集団での活動において個別の発達支援を必要とする子ども（医師の診断の有無や障害者手帳の交付の有無を問わない）とする。

### 2. 委員（令和2年12月現在）

※五十音順・敬称略

委 員	兵庫教育大学大学院 教授	井澤 信三
	神戸市障害者基幹相談支援センター 相談支援主任／統括コーディネーター	伊藤 則正
	神戸女子大学 教授	植戸 貴子
	神戸市私立幼稚園連盟 副理事長	小林 智明
	神戸大学 名誉教授／ 神戸市総合療育センター診療担当部長 ※会長	高田 哲
	神戸市医師会 理事	浪方 由美
	兵庫県立こども発達支援センター長	野中 路子
	神戸市私立保育園連盟 理事	橋本 大介
	関西学院大学 副学長／教授	日浦 直美
	児童発達支援事業所「YMCA おひさま」管理者	松田 康之
	兵庫県 LD 親の会たつの子 副代表	三島 佳世子

行政関係者	福祉局障害者支援課長	奥谷 由貴子
	福祉局発達障害者支援センター長	山本 優理
	教育委員会事務局特別支援教育課長	庄田 拓二
	教育委員会事務局こうべ学びの支援センター長	津田 朋厚
	こども家庭局副局長	八乙女 悦範
	こども家庭局母子保健担当部長	東坂 美穂子
	こども家庭局家庭支援課長	吉井 良英
	こども家庭局医務担当課長	三品 浩基
	こども家庭局総合療育センター相談診療担当課長	西田 いづみ
	こども家庭局指導研修担当課長	福本 由美
	こども家庭局幼保振興課長	小園 大介
	こども家庭局こども家庭センター発達相談・判定指導担当課長	西原 美千代

### 3. 実施状況

第1回：令和2年2月13日（木）

第2回：令和2年7月28日（火）



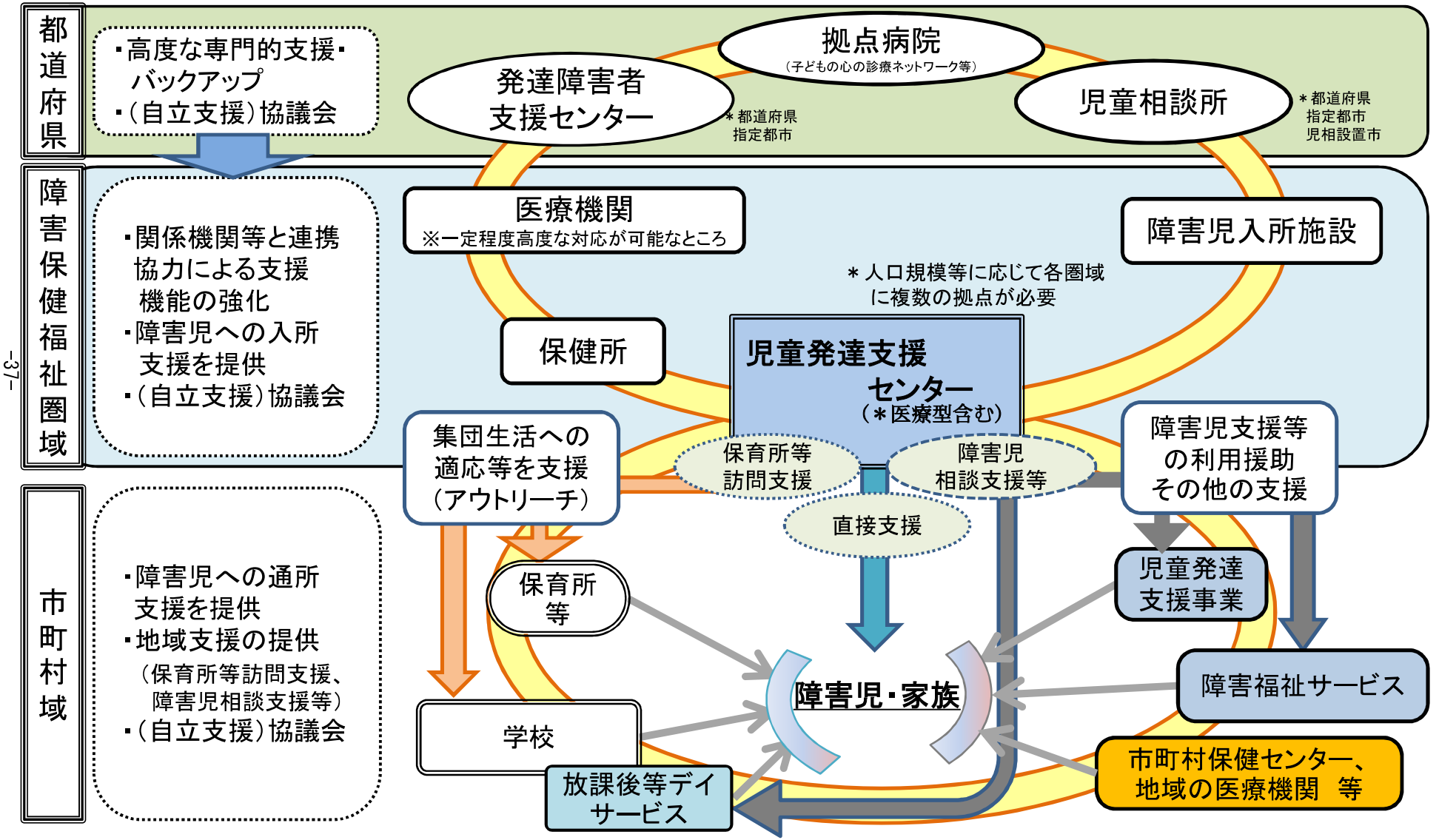
# 参考資料

第1回 第2回

就学前の発達気になる子どもの支援体制検討会議資料（抜粋）

# 障害児の地域支援体制の整備の方向性のイメージ

各地域の実情に応じて、関係機関の役割分担を明確にし、重層的な支援体制を構築する必要。



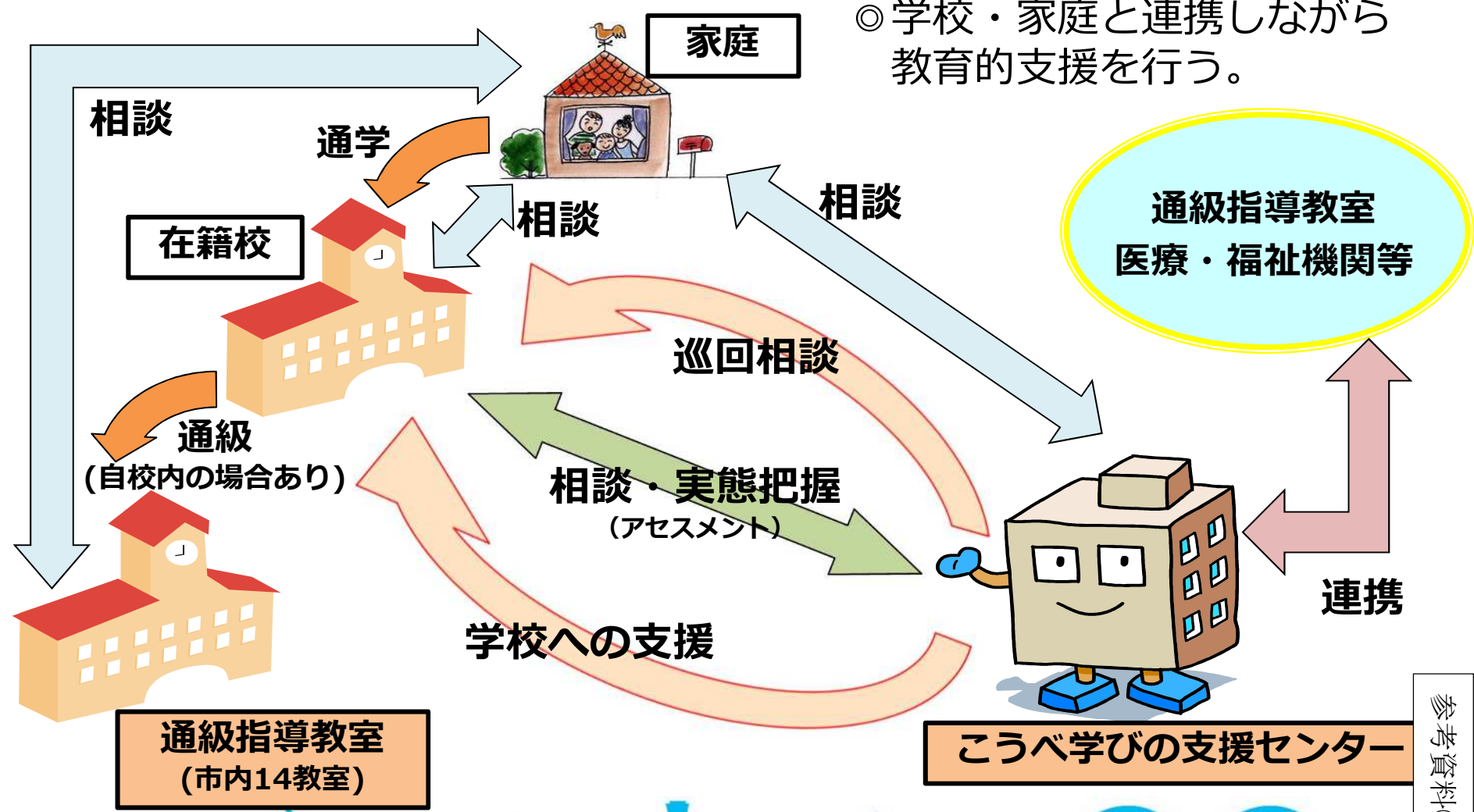
-37-

# 発達障害のある子供への支援について

教育委員会事務局

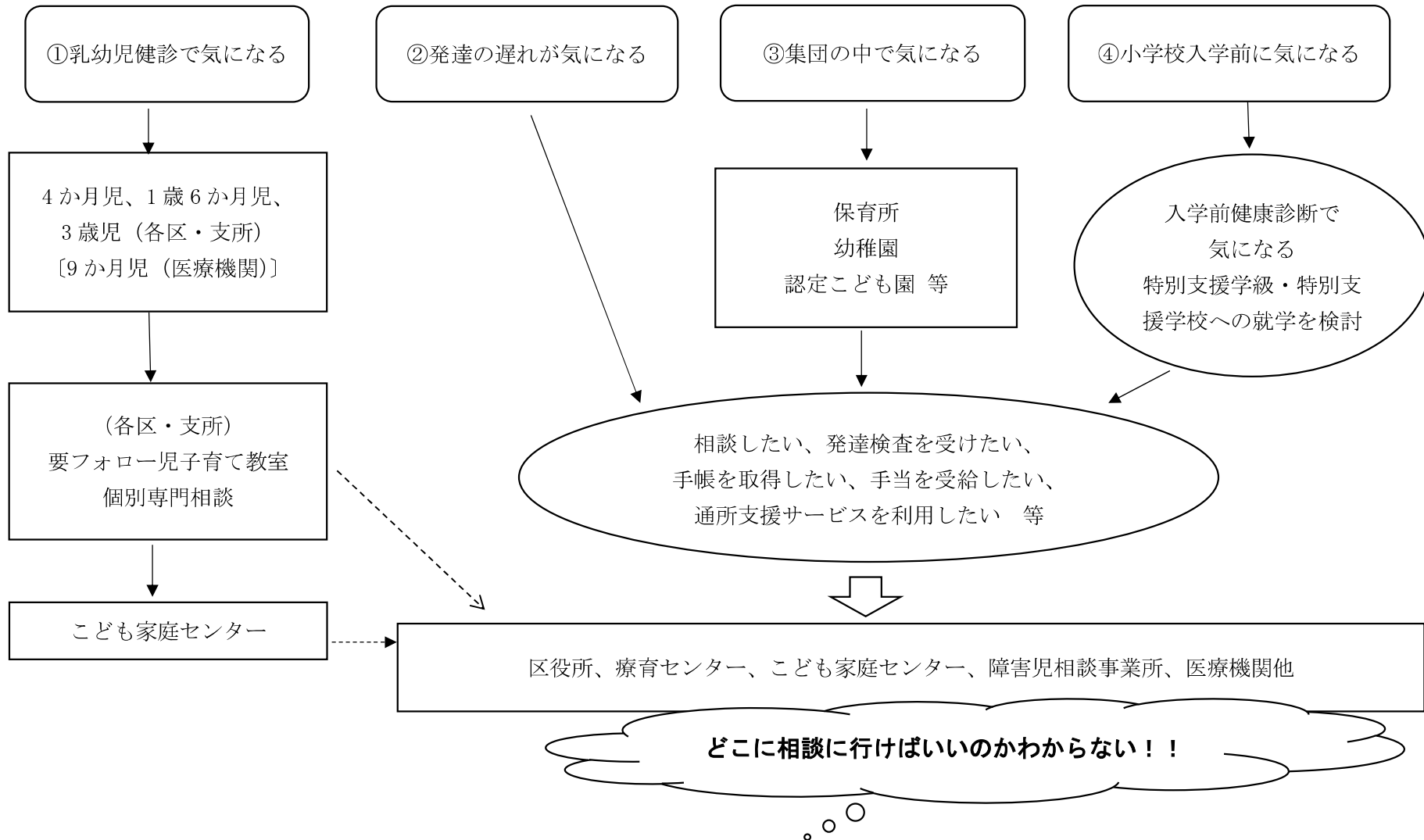
## 「通級指導教室」と「こうべ学びの支援センター」

◎ 学校・家庭と連携しながら  
教育的支援を行う。



参考資料⑤

発達相談のきっかけ



## 発達相談窓口（就学前）

### ①区役所・支所

- 健康福祉課あんしんすこやか係：身体・知的・精神障害・難病の総合窓口、手帳の申請、障害福祉サービス利用の相談、手当  
自立支援医療、特定医療費（指定難病）、在宅重症心身障害児訪問看護支援事業、介護手当等
- こども家庭支援課こども福祉係：子どものための教育・保育給付（保育所・認定こども園）  
こども保健係：乳幼児健診、子どもの成長、発達や育児、予防接種等子どもと保護者の心と身体の健康相談  
小児慢性特定疾病医療費助成、未熟児養育医療給付、児童の保護・育成（児童虐待防止）
- 保険年金医療課：医療費助成（こども、重度障害者、ひとり親家庭等）

### ②療育センター（東部・総合・西部）

- 診療所：障害児の診察、訓練
- 児童発達支援センター：通園による療育、親子教室
- 相談支援事業所：子どもの障害に関する相談対応、障害児支援利用計画の作成

### ③こども家庭センター

- 児童の福祉の向上を図るための専門の相談機関
- 心身に障害のある児童の専門的な療育相談や施設入所等に関する相談

### ④障害児相談支援事業所

- 子どもの障害に関する相談対応、障害児支援利用計画の作成

### ⑤その他：私立幼稚園連盟「子育て相談室」等

# 乳幼児健診（1歳6か月）から支援の流れ

## 各区・支所こども家庭支援課

	H30 年度
健診対象人数（1.6 健診）	11,528 人

	H30 年度	
受診件数	11,357 人	(98.5%)

受付



診察

小児科医、内科医による診察

相談

保健師による育児相談  
 歯科衛生士による歯科相談  
 管理栄養士による栄養相談  
 臨床心理士による心理相談

	H30 年度
心理相談件数	1,009
(比率)	8.9%

	異常なし	要 注 意		要 医 療		
		要指導	要観察	要精密検査	要医療	医療中
H30	8,443	502	1,545	342	53	468

助言指導  
終了

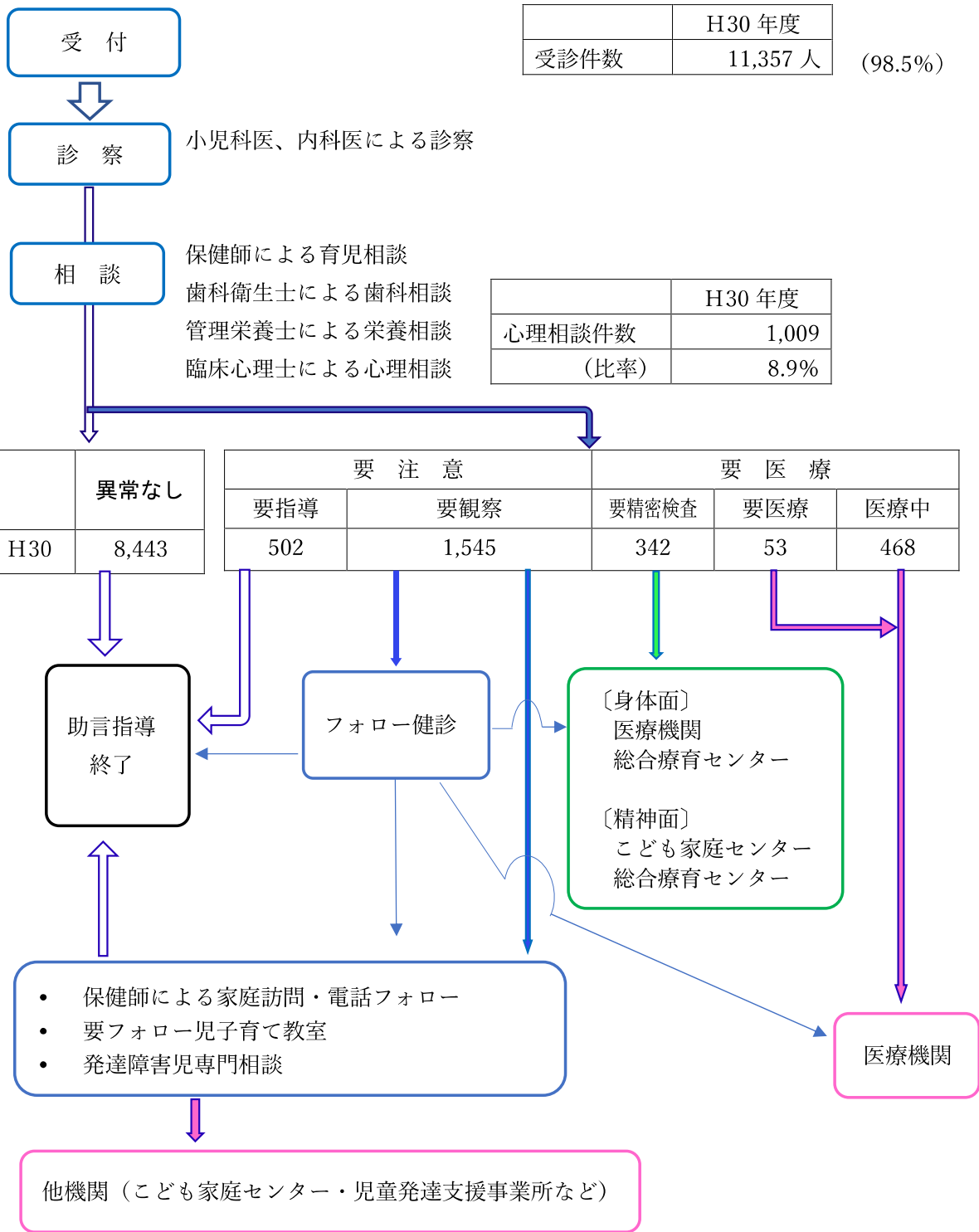
フォロー健診

〔身体面〕  
医療機関  
総合療育センター  
  
〔精神面〕  
こども家庭センター  
総合療育センター

- 保健師による家庭訪問・電話フォロー
- 要フォロー子育て教室
- 発達障害児専門相談

医療機関

他機関（こども家庭センター・児童発達支援事業所など）

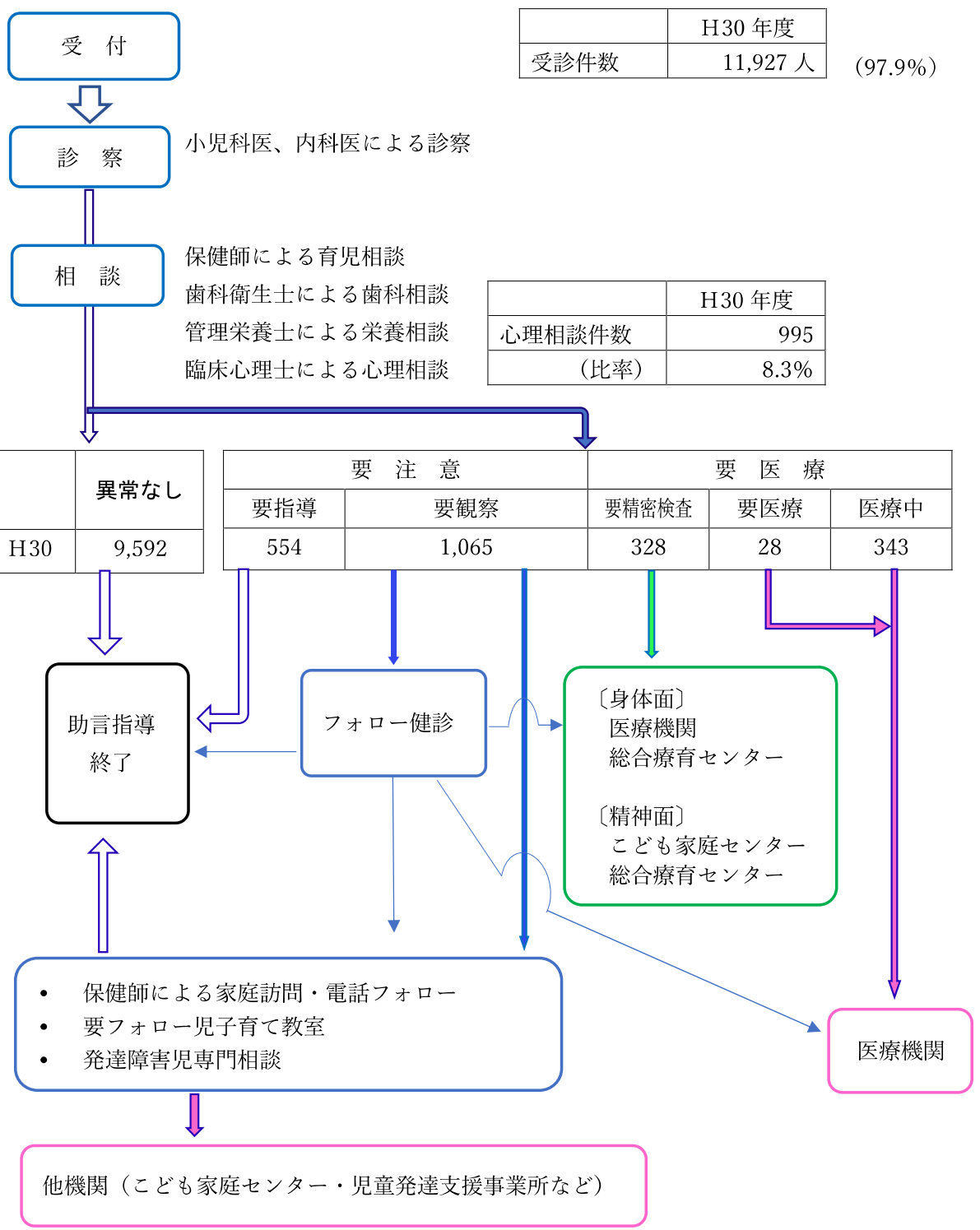


# 乳幼児健診（3歳児）から支援の流れ

## 各区・支所こども家庭支援課

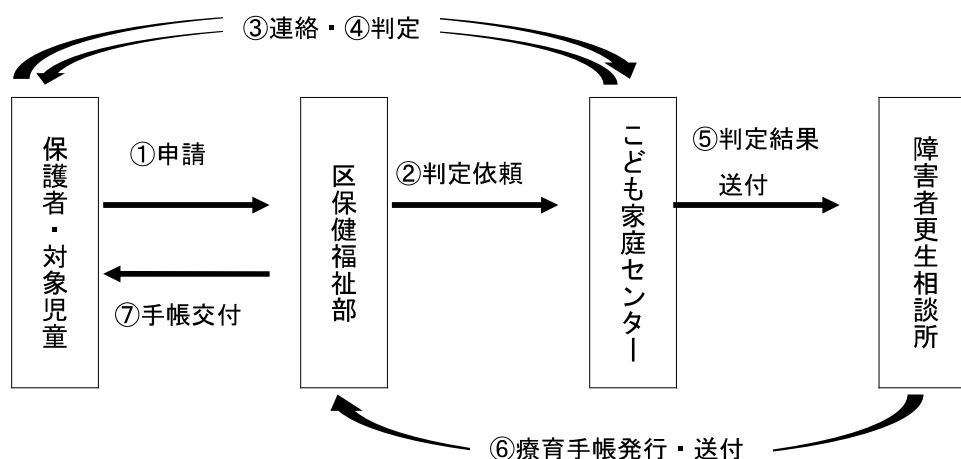
	H30 年度
健診対象人数（3歳児健診）	12,179 人

	H30 年度	
受診件数	11,927 人	(97.9%)



## 【療育手帳の発行までの流れ（神戸市：18歳未満の場合）】

- ①保護者より各区役所（健康福祉課あんしんすこやか係）に申請する。
- ↓
- ②各区役所よりこども家庭センターへ判定を依頼する。
- ↓
- ③こども家庭センターが申請者（保護者）へ連絡し、判定のための日程調整を行う。
- ↓
- ④こども家庭センターが対象児童の知能検査・発達検査、生活状況の聞き取り等を実施し、知的能力と社会生活能力等からの総合判断により障害程度を判定する。
- ↓
- ⑤こども家庭センターより障害者更生相談所へ判定結果（療育手帳交付判定書）を送付する。
- ↓
- ⑥障害者更生相談所は、判定結果に基づき療育手帳を発行し、申請を受け付けた区役所（健康福祉課あんしんすこやか係）へ送付する。
- ↓
- ⑦区役所より保護者・対象児童へ療育手帳を交付する。





神戸市知的障害者療育手帳交付件数表（令和2年3月31日現在）より抜粋

区分		東灘区	灘区	中央区	兵庫区	長田区	須磨区	北須磨	北区	垂水区	西区	合計
障害程度A	区 計	512	346	321	338	401	228	312	757	757	816	4,788
	18歳未満	101	72	71	49	67	43	37	97	161	177	875
	18歳未満の行政区別割合	11.5%	8.2%	8.1%	5.6%	7.7%	4.9%	4.2%	11.1%	18.4%	20.2%	
障害程度B1	区 計	420	271	253	344	386	168	235	482	548	571	3,678
	18歳未満	122	66	51	52	46	32	47	95	137	154	802
	18歳未満の行政区別割合	15.2%	8.2%	6.4%	6.5%	5.7%	4.0%	5.9%	11.8%	17.1%	19.2%	
障害程度B2	区 計	886	551	538	706	761	362	480	1,103	1,290	1,362	8,039
	18歳未満	472	278	249	323	306	190	225	535	616	698	3,892
	18歳未満の行政区別割合	12.1%	7.1%	6.4%	8.3%	7.9%	4.9%	5.8%	13.7%	15.8%	17.9%	
合計	区 計	1,818	1,168	1,112	1,388	1,548	758	1,027	2,342	2,595	2,749	16,505
	18歳未満	695	416	371	424	419	265	309	727	914	1,029	5,569
	18歳未満の行政区別割合	12.5%	7.5%	6.7%	7.6%	7.5%	4.8%	5.5%	13.1%	16.4%	18.5%	

※18歳未満の行政区別割合は、小数点第2位を四捨五入した数値である。

**【障害児通所支援の申請から利用までの流れ】（神戸市：18歳未満）**

（児童発達支援、放課後等デイサービスなどを利用する場合）

- ① 希望するサービスの事業所へ見学・相談をする。  
↓
- ② 区役所（健康福祉課あんしんすこやか係）、こども家庭センター（※1）でサービスの利用申請をする。  
↓
- ③ 「障害児支援利用計画案（※2）」の作成依頼し、（障害児相談支援事業所を利用しない場合は「セルフプラン」を作成し）、区役所又はこども家庭センターに提出する。  
↓
- ④ 区役所（又はこども家庭センター）が支給決定し、区役所（又はこども家庭センター）から受給者証が送付される。  
↓
- ⑤ 障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成し、区役所（又はこども家庭センター）に提出する。（※セルフプランを作成している場合は不要）  
↓
- ⑥ 受給者証をサービス事業者に提示し、「契約」を結ぶ。  
↓
- ⑦ 契約に基づいてサービスを利用する。利用後は、「利用者負担額」と「食費等の実費」を事業所に支払う。

※1 こども家庭センターの利用申請は、公立児童発達支援センター及び保育所等訪問支援のみ。

※2 障害児支援利用計画案は、障害児相談支援事業所に作成を依頼できる。

**【障害福祉サービスの申請から利用までの流れ】（神戸市：18歳未満）**

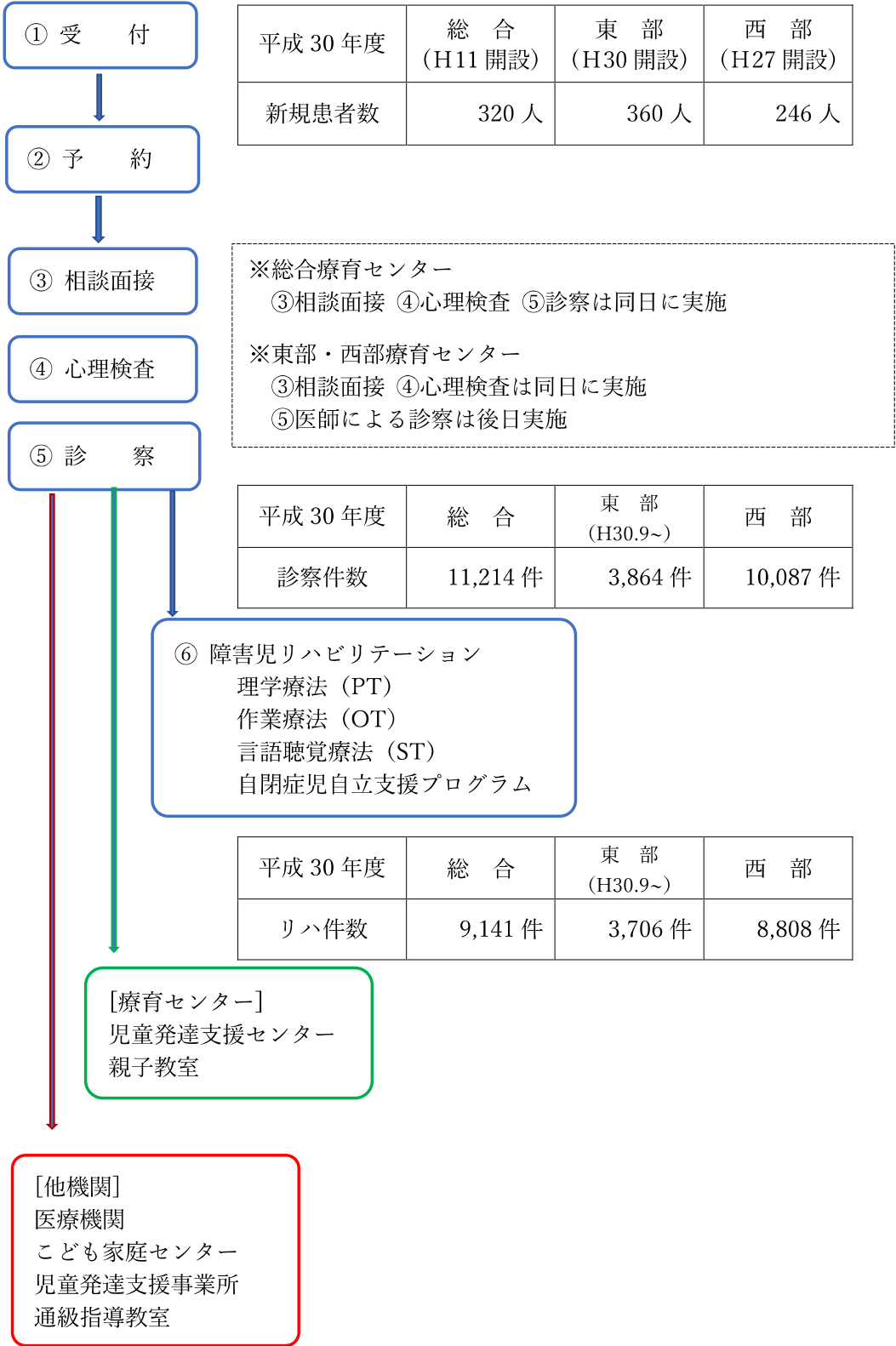
（居宅介護（ホームヘルプ）などを利用する場合）

- ① 区役所（健康福祉課あんしんすこやか係）又は障害者地域生活支援センターに相談する。  
↓
- ② 区役所（健康福祉課あんしんすこやか係）でサービスの利用申請をする。  
↓
- ③ 「サービス等利用計画案（※）」の作成依頼し、（特定相談支援事業者を利用しない場合は「セルフプラン」を作成し）、区役所に提出する。  
↓
- ④ サービス等利用計画案（又はセルフプラン）に記載されたサービス内容等について、区役所又は障害者地域生活支援センターがサービス利用意向の聞き取りをする。  
↓
- ⑤ 区役所が支給決定し、区役所から受給者証が送付される。  
↓
- ⑥ 特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、区役所に提出する。  
（※セルフプランを作成している場合は不要）  
↓
- ⑦ 受給者証をサービス事業者に提示し、「契約」を結ぶ。  
↓
- ⑧ 契約に基づいてサービスを利用する。利用後は、「利用者負担額」と「食費等の実費（サービスにより必要な場合）」を事業所に支払う。

※サービス等利用計画案は、特定相談支援事業者に作成を依頼できる。

※障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、「計画相談支援」と「障害児相談支援」の両方の指定を取った事業者が「障害児相談支援」で一体的に実施する。

# 療育センター診療所の流れ



## 第4章 障害相談の業務

### 1. 障害相談

障害相談は、心身に障害のある児童の療育相談及び、各種の福祉サービスの提供に関する相談及び施設入所等の福祉措置などの相談に応じている。

### 2. 相談の状況

#### (1) 相談件数

こども家庭センターにおける障害相談件数の割合は、平成30年度の全相談件数の62.9%を占め、5,376件となっている。

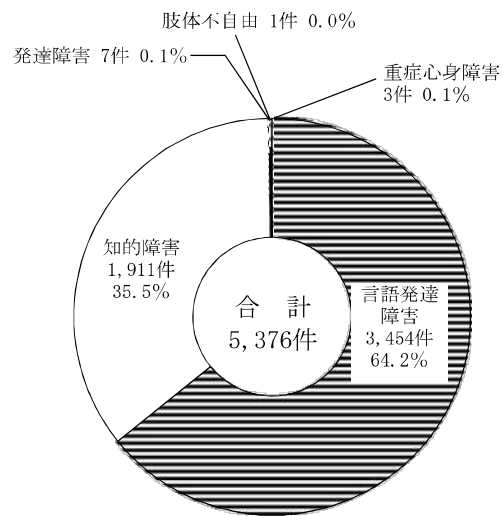
障害相談の種別は、言語発達(ことばの遅れ、1歳半・3歳の乳幼児健診等の結果に基づく発達検査希望、その他児童の発達に関するさまざまな心配・気がかり)の相談が3,454件(64.2%)、知的障害(18歳未満の児童の療育手帳発行の判定)の相談が1,911件(35.5%)となっている。

なお、神戸市では、身体障害児の相談判定業務は神戸市総合療育センターが分担するという体制をとっている。

平成30年度の障害別相談受理の割合は図11のとおりであり、障害別相談件数の推移は表9のとおりである。

乳幼児健診の充実、早期発見・早期療育に対する社会的関心の高まり、地域における福祉サービスの利用希望の増加などを背景として、障害相談件数は増加傾向にある。

図11 障害別相談件数



#### (2) 相談の内容

言語発達相談には、療育の必要性や適切な進路、児童の発達特性に応じた関わり方、施設入所を含む福祉サービス等の利用に関することが、多く含まれている。

福祉サービスの利用については、療育手帳交付や障害児通所支援受給者証等の申請窓口が区保健福祉となっているため、こども家庭センターで適切な情報提供を行ったうえで、区からの依頼に応じて、自立支援給付決定に関する意見書

表9 障害別相談件数の推移

(単位：件)

種別 年度	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
25	11	11	2,549	10	1,366	6	3,953
26	22	13	3,077	6	1,622	7	4,747
27	16	14	3,287	32	1,600	20	4,969
28	17	4	3,441	3	1,759	27	5,251
29	18	7	3,176	18	1,880	43	5,142
30	1	0	3,454	3	1,911	7	5,376

を作成・発行している。

また、各区保健福祉部では1歳半及び3歳児乳幼児健康診査が実施されているが、そこでスクリーニングされた児童の心理発達面での精密検査はこども家庭センターが担っている。

その他、病院、教育関係機関、保育所等の児童福祉施設などからの助言により、相談の申し込みをされる保護者も少なくない。発達検査結果については保護者同意のうえ関係機関と共有を図り、連携した支援・対応を進めている。

「すこやか保育」は昭和53年度に発足した障害児統合保育事業で、平成31年3月1日現在で、実施保育所(園)は225か所、対象児童は823名となり、実施保育所(園)は年々増加している。

平成24年4月1日の児童福祉法改正により、障害児に対する通所サービスが「障害児通所支援」として一元化された。障害児通所支援のうち、神戸市では「児童発達支援センター」(8事業所)、「児童発達支援」(92事業所)、「放課後等デイサービス」(205事業所)、「保育所等訪問支援」(12事業所)が実施されている(平成31年3月1日現在)。今後も障害児通所支援事業所の増加が見込まれている。

### (3) 年齢別の状況

年齢別の相談状況(図13)について見ると、障害が発見されやすい乳幼児期に最も多い。乳幼児期(0～5歳)の相談は、ここ数年、障害相談件数の過半数を占め、平成30年度も3,096件、57.6%となっている。各区保健福祉部での1歳半・3歳児健診が定着し、発達チェック体制が確立したことのほか、保護者が児童の発達の遅れに不安を抱き、相談につながる場合が多い。

こども家庭センターでは乳幼児期の相談について各区保健福祉部、医療機関、障害児通所支援事業所、保育所、総合療育センター、「通級指導教室」等の関係機関との連携を保ち、児童が就学に至るまで継続的に相談対応を行っている。

さらに、幼児期から学童期への連続した支援も重要であり、就学前フォローによる助言指導をはじめ、各学校、通級指導教室や学びの支援センターとの連携にも努め、多機関による支援体制の構築をめざしている。

図 12 相談対応の内訳

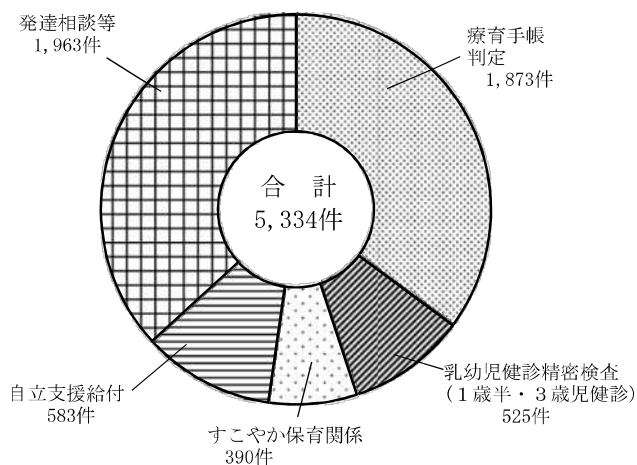
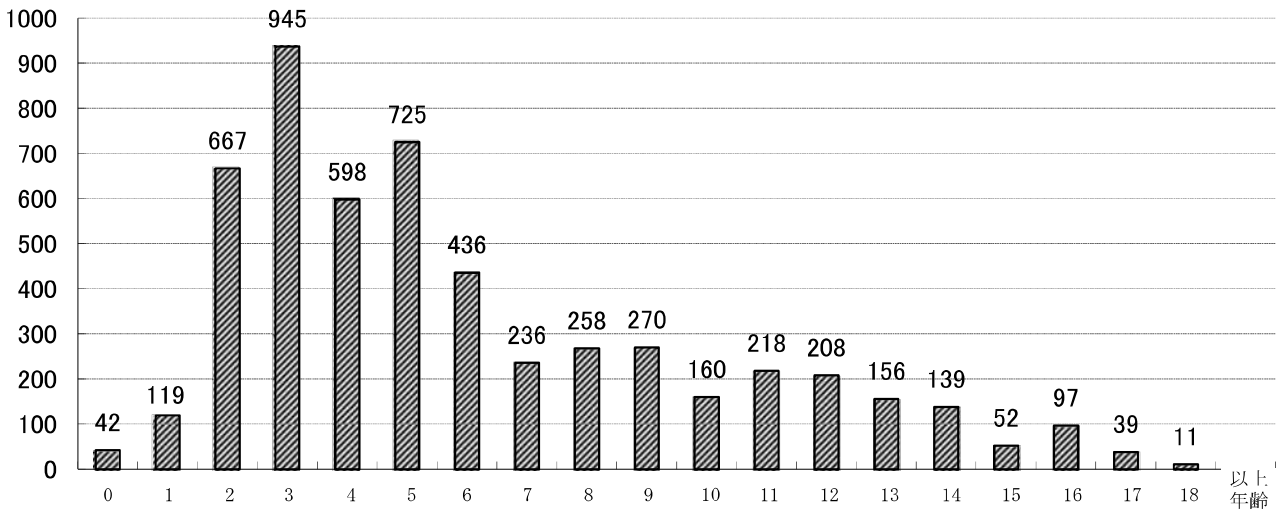


図 13 年齢別障害相談の状況



#### (4) 相談対応の状況

相談対応の内訳を見ると、「助言・指導」が5,302件で最も多く、「継続指導」12件、「施設契約」15件、「施設措置」5件となっている。

相談対応の内容（図12）は、療育手帳判定1,873件、発達相談等（児童への発達検査の実施と保護者への説明・助言等）1,963件、区保健福祉部の健診後の精密検査（1歳半・3歳児健診等）525件、すこやか保育関係390件、自立支援給付決定に関する意見書交付583件、などとなっている。

療育手帳判定は、重度障害者医療費助成の改正の影響により、平成16年度から平成17年度は激増（780件→965件）したが、その後も1,000件を超えて増加を続け、平成29年に1,800件を超えた。発達に障害のある児童が福祉サービスを利用したり、発達特性への配慮を求めため、療育手帳へのニーズが高まっていると考えられる。

障害児施設への入所は原則契約となるが、児童虐待や保護者が行方不明等の場合には措置を行っている。平成31年4月1日現在、障害児施設における措置の件数は27件である。

#### (5) 相談体制

こども家庭センターでは、全ての相談の6割以上を占め、相談件数も増加傾向にある障害相談に関して、相談体制の強化を図ってきた。障害相談を担当する養育支援係に加えて、平成20年度に療育手帳更新時の発達検査業務を行う「発達検査チーム（以下、検査チーム。）」を立ち上げ、さらに平成26年4月には「障害児相談・検査専任チーム（以下、専任チーム。）」を設置した。

検査チームは、療育手帳更新に係る面接・発達検査を2大学（関西学院大学・親和女子大学）に委託しており、平成30年度には601件の検査を実施した。

専任チームは、主に「就学前児童の障害相談」、「すこやか保育判定のための発達検査」、「療育手帳の判定（一部）」を行っている。平成30年度に専任チームが実施した心理検査件数は930件である。また、すこやか保育対象児が在籍している保育所（園）への「巡回指導」も行っている。

## (6) 療育センターとの連携

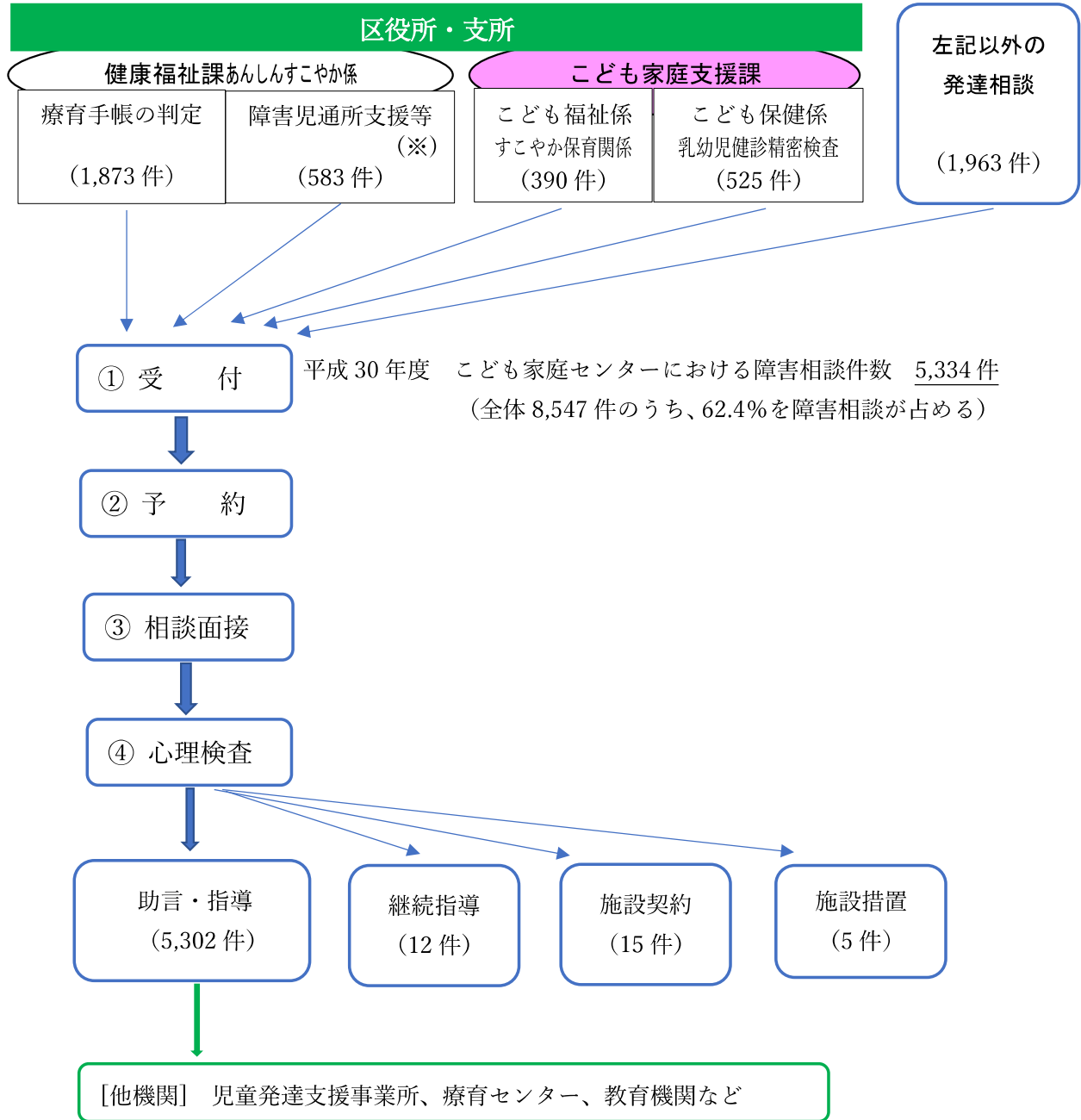
神戸市では、昭和52年7月に心身障害福祉センターが開設され、身体障害児に関する相談・判定業務を担当していたが、平成11年4月に総合療育センターが開設され、従来心身障害福祉センターで行われていた障害児サービス業務が総合療育センターに引き継がれた。さらに、障害児に対する専門的外来診療、理学療法、作業療法、言語訓練の外来訓練システム、障害種別によるグループ指導などが、総合療育センターの新たな機能として加えられ、障害の早期発見・早期治療にむけての体制が、より一層充実した。

また、心身障害福祉センター内で運営されていた難聴児を対象とした児童発達支援事業と、肢体不自由児を対象とした医療型児童発達支援事業は、平成28年4月より総合療育センターまるやま学園として再編された。

神戸市の障害児療育体制は、総合療育センター、平成27年開設の西部療育センター、平成30年度開設の東部療育センターの、3センターにより機能強化が図られた。今後一層こども家庭センターと各療育センターとの連携を密にし、効率的な相談体制を構築していく。



## こども家庭センターにおける発達相談の流れ



(※) 障害児通所支援のうち、公立児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の申請窓口はこども家庭センターとなっており、583 件にはその件数（こども家庭センターが申請窓口となっている件数）も含まれる。